

令和6年2月22日（木）

於・TKP新橋カンファレンスセンター ホール16D（Web併催）

第43回

日本海・九州西広域漁業調整委員会

議事速記録

第43回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

日時：令和6年2月22日（木）

13：30～17：13

場所：TKP新橋カンファレンスセンター

ホール16D（Web併催）

議事次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (3) 有明海ガザミに関する委員会指示について
- (4) 広域魚種の資源管理について
 - ①部会における取組
 - ②トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
 - ③日本海沖合におけるベニズワイガニ
 - ④日本海西部・九州西海域マアジ・マサバ・マイワシ
- (5) その他
 - ①TAC魚種拡大に向けた検討状況について
 - ②令和6年度資源管理関係予算について
 - ③その他

4. 閉 会

午後1時30分 開会

○番浦課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、本委員会事務局の水産庁管理調整課資源管理推進室の番浦と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、都道府県互選委員である北海道の工藤委員、青森県の立石委員、兵庫県の川越委員、長崎県の高平委員が事情やむを得ず御欠席されております。

なお、鹿児島県の甲山博明委員におかれては、令和6年1月9日に御逝去されました。謹んで哀悼の意を表したいと思ひます。

なお、委員定数29名については、定足数である過半数の24名の委員の皆様の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条の規定により準用いたします同法第145条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

では、早速ですが、田中会長におかれましては、以降の議事進行をよろしくお願ひいたします。

○田中会長 会長の田中でございます。議事進行運営に御協力よろしくお願ひ申し上げます。

本日はお忙しい中、委員の皆様を始め関係各位の皆様におかれまして御出席を賜りまして、ありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、御逝去されました鹿児島県の甲山博明委員に対し、本委員会としても謹んで哀悼の意を表したいと思ひます。

なお、御後任につきましては、今後選定される予定とのことでございます。

続いて、出席者を御紹介いたします。

水産庁から魚谷資源管理部長。

永田資源管理推進室長。

城崎沿岸・遊漁室長。

このほかの皆様にも御出席いただいております。また水産研究・教育機構からは、水産資源研究所の底魚資源部、川端部長、木所副部長、平井主任研究員に現地出席、吉川研究員がウェブ上で御出席、浮魚資源部、大下副部長も現地に出席いただいておりますので、以上御紹介いたしました。

また、クロマグロの議題が本日ございますので、参考人として、全日本釣り団体協議会

常務理事、菅原美德様。

一般社団法人日本アングラーズ協会・クロマグロ遊漁船事業者協議会事務局、桜井駿様。
公益財団法人日本釣振興会常務理事、柏瀬巖様はウェブ参加でございます。

NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会、森聡之様。

以上、4名の方にも御出席いただいておりますので、後ほど御意見を賜りたいと思っております。

なお、参考人は事務規程第9条第2項に基づき、会長が選定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、本日御臨席いただいております水産庁の魚谷資源管理部長から本日の本委員会の開催に当たり御挨拶を頂きたいと思っております。

○魚谷資源管理部長 皆様、こんにちは。改めまして、水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

それでは、第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、能登半島地震によりお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、また足元が悪い中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様御承知のとおり、この広域漁業調整委員会ですけれども、広域に分布・回遊する水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを主な目的として、平成13年の漁業法改正により設置された委員会でございます。平成30年の漁業法の改正においても、この設置根拠規定が存続をしまして、引き続き委員の皆様方の御意見を賜りながら、本委員会の機能を果たしていくことが期待をされているところでございます。

今回は昨年の3月に引き続きまして、ウェブ併用での開催ということでございますが、前回は上回る委員の皆さんに直面での御出席を頂けているということで、大変うれしく感じているところでございます。

さて、漁業法に基づく数量管理を基本とした水産資源管理を進めるため、まずは旧TAC法の下でTAC管理の対象となっていた資源からMSY水準の維持回復を目標とした形での管理の運用をこれまで進めてきているところでございますが、ほかの水産資源につきましても、水産研究・教育機構から順次MSYベースの資源評価結果を公表していただき、

水産庁ではこれを受けて資源管理手法検討部会、あるいはステークホルダー会合といった形での議論を進めて、一部の水産資源については令和6年度からのTAC管理開始あるいは開始が予定というような状況になっております。

TAC管理の導入に際しましては、資源ごとに種々の課題があり、しっかり検討していくことが必要となっておりますが、資源を増やし、漁獲を増やして経営の安定、あるいは所得の向上につなげたいという思いは漁業者の皆様も水産庁も同じであるというふうに考えております。

さらに、加工・流通業界ですとか、あるいは遊漁に関係する方々を含む水産に関係する者全てが同じ方向を向いてともに努力をすることで、豊かな海が取り戻せるというふうに考えておりますので、その他の水産資源についても引き続き委員の皆様のご理解、ご協力を賜りたいということで、この場を借りましてお願い申し上げたいと思います。

本日は広域に分布・回遊する魚種の資源管理措置として、主に委員会指示について御議論いただく予定としておりますけれども、このうち全ての広域漁業調整委員会の議題としております太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示に関しましては、地元では遊漁あるいは観光といった関連する方々との関係でいろいろな話が持ち込まれたりしているのではないかと考えております。

遊漁で採捕できる数量というのは厳しい状況、これは遊漁に限らず全体もそうですけれども、厳しい状況が続いておりますが、適正な管理に向けた過渡期ということもございますので、引き続き御理解、御協力を頂ければ幸いというふうに感じてございます。

また、漁業の方につきましても、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロの大型魚を念頭にしまして、TAC報告時の個体ベースでの管理、あるいは取引時の情報伝達あるいは記録の義務付け、罰則の新設といったところを措置する法案を今通常国会に提出する方向で水産庁として現在検討を進めているところでございます。

こうした我が国周辺水域における資源管理を進めていく上で、海区漁業調整委員会、そしてこの広域漁業調整委員会における調整機能あるいは委員会指示は非常に重要な位置付けを有するものでございます。これからもその機能が発揮されるよう、水産庁としても必要な情報提供などを行っていききたいというふうに考えております。

今後とも関係者の皆様のご意見をお聞きしながら水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいりたいと考えております。引き続き御理解と御協力を頂

けますよう、改めてお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますが、本日の委員会の議論が実り多いものとなり、資源が将来にわたって持続的に利用できる体制作りの一助となるように、また関係者の皆様の操業の安全と経営の安定化を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○田中会長 魚谷部長、ありがとうございました。

続きまして、議事に入ります前に、事務局より配付資料等の確認をさせていただきます。

○番浦課長補佐 事務局でございます。

本日の配付資料について確認させていただきます。

まず、本日の委員会の議事次第、委員名簿、出席者名簿がございます、この中で出席者名簿に関してはちょっと修正事項がございます、富山県の網谷委員におかれましては、現職に関しまして富山海区漁業調整委員会会長代理と現在の資料には書いてあるのですが、ここは代理は必要なく、会長が正しい現職名となっておりますので、口頭にて説明させていただきます。網谷委員におかれましては、大変申し訳ありませんでした。

続きまして、本日の委員会で御説明する資料といたしまして、資料1から5までをお配りしています。資料1は枝番号が1から5までございます。資料1-1、1-2というような形で番号が付いているのですが、この中で資料1-4に関しては実は資料番号が抜けておりまして、ただ資料4自体は中に入っております、資料5のその前の資料になります。なので、資料1-4がないということではございません。申し訳ありませんでした。

続きまして、資料2、資料3は枝番号がなく、資料4は枝番号が1から4までございます。さらに、資料4-4にも更に細かい枝番号が1から2まであります。つまり、4-4-1、4-4-2という資料になっております。

続きまして、資料5につきましては、枝番号が1から4までございます。

配付資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局の方までお申しつけください。また、説明の途中で気付かれた場合にもお気軽に事務局の方までお申し出いただければと思います。

なお、今回の開催形式は会場出席又はウェブ出席の併用による開催となっております。ウェブ出席されていらっしゃる委員及び参考人の皆様方におかれましては、事前に事務局よりお送りしたウェブ会議の進め方に従って、マイクはミュート、消音を基本としていただき、御発言なさる際には先に音声又はチャット機能により御意思を表示などしていただ

いた上で、会長から合図した後に御発言をお願いいたします。

また、会場にて御出席の委員及び参考人の皆様方をお願いですが、御発言がウェブ参加者にも伝わるよう、必ずマイクを通じて御発言いただくようお願い申し上げます。

円滑な議事進行に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田中会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により会長の私から僭越ではございますが、御指名させていただきます。

都道府県互選委員からは石川県の勝木委員、大臣選任委員からは吉岡委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本会場にお集まりの報道関係者の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまですででございますので、以降の撮影につきましてはお控えくださいますようお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題（１）の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についてです。

クロマグロの遊漁については、令和３年３月に本委員会から発出した指示に基づき、同年６月から新たな規制を開始し、30キログラム未満の小型魚については採捕禁止、30キログラム以上の大型魚については採捕の報告を義務付けており、以後、令和５年３月にも同様な指示を発出しております。令和５年度については全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認められる場合は、期間を定め採捕を禁止する旨の公示を行い、直近では本年１月24日から３月末日までの間について、遊漁による大型魚の採捕を禁止しているところ です。

今回御審議いただく委員会指示案についても、現行の指示案の後継措置として、４月以降の遊漁によるクロマグロの採捕に係る規制を行うものになるとのことでございます。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長の城崎でございます。どうぞよろしくお願い致します。すみません、着座で説明させていただきます。

ただいま会長から概略お話がありましたけれども、改めて私の方からも経緯含めて御説

明したいと思います。

資料1-1を御用意ください。資料1-1、1番の経緯のところ、今会長が正しくおっしゃったとおりでありますけれども、遊漁によるクロマグロの採捕につきましては、令和3年6月から、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示によりまして、1つは30キロ未満の小型魚の採捕の禁止、2つ目に、30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告の義務付け、3つ目として、大型魚につきましては全海区の採捕数量がTAC制度に基づきますクロマグロ資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合には採捕禁止を措置すると、このような措置が導入されてきてございます。

規制導入が3年目となりました令和5年度におきましては、4月28日から5月31日、6月18日から30日まで、7月10日から8月31日まで、11月4日から12月31日までの間、時期ごとの上限の目安を超えるおそれがあったものですから、それぞれ禁止の措置を取ってございます。

さらに、採捕数量の累計が年間を通じての上限の目安であります40トンを超えるおそれが生じたことから、令和6年1月24日以降は、委員会指示の有効期間中は採捕禁止をすると、このような状況になってございます。

今般、この委員会指示の期間が3月31日末日でもって終了するというところでございますので、その後継としまして、本年4月以降の遊漁によるクロマグロの採捕を制限する委員会指示を発出したいと、このようなものでございます。

それでは、2番の委員会指示第75号（案）の概要について御説明いたします。

まず1つ目、（1）でございます。小型魚の採捕についての制限でございますが、これは現行の委員会指示と全く同じでございます。採捕を禁止するということと、意図せずに採捕した場合には直ちに海中放流をしてもらおうと、このようにしてございます。

次に、（2）大型魚についてでございますけれども、ア、保持の尾数制限につきましては現行の指示と同じでございます。いわゆるバグリミットを定めたものでありまして、1人1日1尾を超えて保持してはならない。保持した人が別の大型魚を採捕した場合には、当該個体を直ちに海中に放流しなければならない、このようにしてございます。

続きまして、イでございます。イは、採捕重量等の報告についてです。現行の委員会指示では、この報告の期間が陸揚げ日から5日以内に報告していただくということにしておりますけれども、これを3日以内に短縮をしたいと考えてございます。これは、採捕報告の積上げ状況によっては、先ほどお話ししたように、採捕の禁止を公示する必要がある

わけですが、現在の5日間でありますと、採捕禁止をした後にも事後報告が積み上がる懸念があると、そういう状況でございます。このため採捕禁止のタイミングをいつにするか判断に迷うと、そういうことにもなりかねません。水産庁では累計の採捕数量というのは随時更新をして、水産庁のホームページに掲載しておるわけでありましてけれども、その情報を基に遊漁者の方は釣行の計画を立てるなりそういうことをしているようにも聞いておりますので、できる限り正確な情報を迅速に発信する必要があるだろうと、このように考えているわけでございます。

実際のところ、これまでの報告事例を見ますと、陸揚げした日、当日あるいは翌日に報告している事例が多いということと、実際にクロマグロ遊漁の関係者にお聞きしても、期間短縮をしても特段問題ないだろうと、このような話を聞いておりますので、実態面からも特に問題ないのではないかと、このように考えているというところでございます。

そのほかに報告に関わります事項、方法については変更はございません。

(2)のウとエにつきましては、委員会の会長が期間を定めて遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示して、期間中は採捕の禁止とせず、採捕した場合には直ちに海中に放流するという内容ありますので、現行と全く変わってございません。

2ページをおめくりください。次に、期間指定の考え方でございます。一番上の枠組みが6年度の考え方でありますけれども、その前に下の破線に今年度の状況、実績が書いてございます。今年度は時期として4月、5月、6月、7月、8月、9月～12月、年明けの1月～3月で区切りまして、それぞれの時期ごとに数量設定をしまして、それを超えるおそれがある場合にはその時期の期日までを期間として指定をして、採捕を禁止すると、このような取組をしましてまいりました。

そして、その実績というのがこの真ん中辺りに実績というふうに書いてございますけれども、4月、5月であれば5トンのところを4.4トン、6月では8トンのところを10.6トンと、このように年末まで、年明けまで状況が続いてきているわけでございます。

そして、改めまして、令和6年度の状況につきましては、上の表でありますけれども、まず1つ、令和5年度との違いの大きなところといたしますのは、令和7年1月の部分、右から2つ目の欄でありますけれども、令和7年1月のところに新たに時期というものを設けたというわけでございます。令和5年度、破線の中でありまして、令和6年1月は3月までの合算ということで、令和5年4月から12月までの実績を全体から引いた残りを当てはめると、これは※印を付けてありますけれども、そういう設定をしましてまいりまし

た。今回、令和7年1月に1つ枠を設けますのは、年明けには150キロを超える大型の個体が採捕される一方で、これまでは数量が設定されておりました。年明けの釣行を計画されている方は年末までに採捕報告がどれくらい積み上がるかと、そういう結果を待つ必要があったことから、より釣行機会の公平化ということを入念に入れながら、令和7年1月に新たな採捕数量を設定してはどうかと、このように考えているわけでございます。

それと、9月、12月辺りについては、令和5年度は9月～12月、4か月で一周くりとしておりましたけれども、これを令和6年度は10月～12月の3か月で一周くりにしてはどうかと、さすがに4か月一周くりでは長いのではないかと、このように考えた次第であります。

それと、夏季、夏場につきましては、台風等々で荒天が非常に多いという状況もあり、そういうことも踏まえまして、令和5年度は8月単独であったところを、令和6年度は8月～9月としてはどうかと、このように考えているわけでございます。

このように、令和7年1月に新たな期間を設けるということをした上で、実際の全体の数量といいますものは今40トンの留保枠の中でやるという状況でありますので、この1月の部分に今は5トンというのを当てはめておりますけれども、それをほかの月から満遍なく充当させるということ等々考えまして、令和6年度は4月～5月が5トン、6月が7トン、7月が7トン、8～9月で7トン、10～12月で5トン、令和7年1月が5トン、そして2～3月は全体の40トンから4月から翌年1月までの実績を引いたものを今※で入れ込むと、このようなことを考えてございます。

時期別の数量につきましては様々な御意見あることは承知はしておりますけれども、できるだけ不公平感がないようにということを入念に置きまして、かつこれまでの実績等々踏まえてこのような数字を設定しているところでございます。

なお、この40トンの根拠につきましては、もう皆様御案内のとおりでありますけれども、国の留保のうち、遊漁による採捕に充当できる限界として現時点で想定されるものでありまして、これは水産政策審議会の資源管理分科会において令和4年管理年度以降のクロマグロの国の留保は100トン程度とするということが決まっております。このうち50トン程度は漁業による突発的な漁獲の積上がりの備えということ、10トン程度は調査船や実習船等による漁獲の充当分として確保する必要があるものですから、その差引きが40トンというふうになっているわけでございます。

このため、40トンが遊漁の枠というわけではございませんけれども、国として今後TAC制度に基づきますクロマグロ資源管理の枠組みに支障を来すことがないように、この水準に

抑える必要があるという意味と同時に、クロマグロの資源管理全体の状況によって変動することもあり得るというものであります。あくまで現時点における想定される目安としてお示ししているものでありますので、本日の委員会ではそのような前提で話をしているものであります。

それと、（３）指示の有効期間につきましては、年だけを変更しまして、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとしてございます。

続きまして、３ポツでございます。委員会指示（案）に違反した者への対応についてでございます。クロマグロ遊漁の委員会指示による管理につきましては、３年が経過をしまして、一定の周知・定着が図られているものと理解をしております。一方で、疑義情報に基づく摘発事例としまして、委員会指示の内容を認識しておりながら指示を守らない、そういう悪質な違反というものも複数摘発をされてきております。そういう観点でいいますと、現行の措置を強化する必要があるのではないかと、このように考えております。

現状では委員会指示、後から御説明をしますけれども、違反者への対応方針というものを別途定めておりますけれども、これに基づきまして、違反者に対しましては委員会の会長名で指導文書を発出をします。そして、再度違反が確認された場合には、大臣に対して裏付け命令を申請し、当該命令に違反した場合には罰則が適用されると、このようになっております。

つまり、指導を受けた後に２回の違反の摘発、つまり最初の違反から考えますと計３回の違反の後に罰則が掛かると、このような仕組みでございます。遊漁に、このクロマグロに関する委員会指示の有効期間が１年間という短い間で当該期間中に３回の違反を摘発していくというのはなかなかこれは難しいというのが実情でありますので、委員会指示の実効性を向上させる意味でも、必要な対策であろうというふうに考えております。

これまでは委員会指示に違反した者に対しては指導というプロセスを入れて制度の周知・定着に努めてまいりましたけれども、管理のレベルを一段高めるためには、この指導というプロセスを省略をして、違反があった場合には会長が裏付け命令を申請できると、このようなことに簡略化もしていきたいと思っております。

このような管理のレベルを一段高めることによって、取締りの実効性を確保し、あるいは悪質な違反をする者に対する牽制と、そういう意味も込めてこのような提案をさせていただく次第であります。

そして、次に、３ページをおめくりください。３ページは委員会指示第75号の案文でござ

ございます。先ほど概要で御説明した内容が反映されているものでして、一部赤字にして線等引いております。これはあくまでもこの資料上の話でありますので、こういう装飾は本体公示の際には外すこととなります。

まず、1ポツの定義、それと2のクロマグロの採捕の制限、3、クロマグロ（大型魚）の採捕の制限、ここについては現行から変更ございません。

4ページをおめくりください。4ページは先ほど申し上げた採捕の報告の義務に関するところでありますけれども、報告の期限を陸揚げした日から3日以内に改めております。そのほかの報告事項については現行から変更はございません。

3番と4番、これは採捕禁止期間の公示等でありますけれども、これについても現行から変更はございません。

4番の指示の有効期間については、先ほど御説明したとおり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとするという状況でございます。

そのほかの事項につきましても現行と同じでございます。

それと、5ページをおめくりください。5ページは資料1-3でございます。事務の取扱要領でございます。採捕実績の報告方法ですとか、留意事項、様式等々定めるものでありますけれども、これについても現行から変更はございません。

それと、9ページでございます。先ほど冒頭に事務局から話がありました、ここの部分が資料1-4になります。本来でありますところの新旧対照表の右上に資料1-4と書くべきところ、入っておりませんので、すみませんが、ここに資料1-4というふうに追記していただければと思います。

ここの1-4が委員会指示の違反者への対応方針でありまして、先ほど説明したとおり、違反者に対しましては1回目の違反の摘発から裏付け命令を申請できる手続に改めたいとさせていただきます。具体的には、ここに新旧対象の表のとおりでございます。

そして、10ページ目、資料5でございます。こちらは資料4の新旧対照表を1つの文章にした、溶け込ませた部分でございます。1としまして、水産庁が疑義情報に接した場合には、関係する都道府県水産部局ですとか水産庁の漁業調整委員長等々と連携をしまして、調査・指導を行うことには変わりはありませんけれども、今後は当該指示の違反が認められる場合には会長へ報告するとともに、2としまして、会長は農林水産大臣の裏付け命令を申請を行うこととします。その際の手続につきましても、その都度委員会を開催するのではなくて、会長又は職務代理の一任として後日委員会に報告するようになりたいと考えて

ございます。

なお、本年度委員会の会長名で指導文書を出した事例というのは、本日現在で3件ございます。いずれも委員会指示違反の事実が確認されましたので、会長名で指導文書を発出してしております。具体的には、1つは令和5年3月に鹿児島県の沖合で小型魚を採捕した事案、2つ目は、令和5年の5月に新潟県の沖合で小型魚、それと禁止期間中であるにもかかわらず大型魚を採捕した事案、3つ目として、令和5年6月に富山県の沖合において小型魚を採捕した事案、この3つについて指導文書を出してございます。

それと、資料の説明は以上でありますけれども、1つ、この資料には記載はしておりませんが、クロマグロ遊漁の管理の高度化という観点で1つ御提案をしたいと考えてございます。

御案内のとおり、水産基本計画におきまして、クロマグロについてはその運用状況ですとか定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理に段階的に移行すると、このように記載されてございます。現在は委員会指示によりまして小型魚の採捕の禁止、大型魚の報告義務付けを試行的に実施しているところでありましてけれども、今後より管理の高度化を図りつつ、本格的な数量管理へ移行するための検討を本格的に進めていく段階に来ているだろうと考えております。

この管理の高度化につきましては、引き続きこの広域漁業調整委員会で議論いただくことになるのかなと思っておりますけれども、その際には現在、今日も参加いただいておりますけれども、遊漁関係団体から参考人として御意見を頂く、このような仕組みにしてございます。今後議論が管理の強化の高度化をしていく上では、この広域漁業調整委員会の事務規程によりまして、専門部会、例えばクロマグロ遊漁専門部会のようなものを設置して、そこに遊漁関係者の方にも議論に参加していただく、そういう仕組みに変えていってはどうか、このように考えているところでございます。

詳しくは次回開催される広調委に改めて御提案をしたいと思っておりますけれども、まずは本日1つのアイデアとして御紹介させていただいた次第でございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○田中会長 城崎室長、ありがとうございました。

ただいまの説明について、まずは参考人として御出席いただいておりますところの遊漁団体4名の方から順番に御意見を頂きたいと思っております。委員の皆様には、4名の方々からの説明を伺った後に事務局からのコメントを確認し、その後、適宜、質問、意見等があれ

ば承ります。

まずは、全日本釣り団体協議会常務理事、菅原美德様、よろしくお願いいたします。

○菅原参考人 ありがとうございます。全日本釣り団体協議会の菅原と申します。

今年もというか……

○田中会長 座ってどうぞ。

○菅原参考人 来年度になりますけれども、令和6年4月からまた遊漁に対しての採捕枠を御検討いただいていることに感謝申し上げます。私どもの方もこの資源が、クロマグロがもうTACで管理されているというのは、ほとんどの漁業者が知っていることございまして、漁業者さんと同じような形で、資源回復していくことを希望しております。やはりWCPCの中で日本の獲れ高枠が増えない限りには、我々の枠も増えないということは重々承知しておりますので、できるだけ資源の回復というものを我々も何とかしていきたいというふうを考えている次第です。

それと、採捕したものに關しましては、前回までの5日から今回は3日になるということなので、採捕したものは速やかに報告が上がるように周知徹底するように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして一般社団法人アングラーズ協会・クロマグロ遊漁船事業者協議会事務局、桜井駿様、よろしくお願いいたします。

○桜井参考人 ありがとうございます。マグロ遊漁船事業者協議会の桜井でございます。よろしくお願いいたします。座って失礼いたします。

我々クロマグロ遊漁船事業者協議会というのは、令和3年6月の委員会指示に伴って、その際に論点で出ていた遊漁者の組織化ということで組織をさせていただいた団体になります。現在、全国、主に東北エリアを中心に30以上の遊漁船の事業者の皆様が加盟を頂いておりまして、令和3年以降、毎月月に1回、オンラインで水産庁、沿岸・遊漁室の皆様と、先ほど登壇いただいた菅原さん始め、各釣り団体との間で現場の状況共有の報告会というものを実施させていただいております。もう今回、参考人で何度も呼んでいただいで、大分、遊漁者の現場にもルールが周知をされてきておりますので、今後、資源管理の高度化に向けて、我々遊漁者側としてもできることは全面的に協力してやらせていただきたいと思っております。

その中で、先ほど事務局の皆様からも御説明がありましたが、主に大きく3点、御要望というリクエストをさせていただきたいと思っております。

一つ目が取締りですね、違反者に対する取締り及びその取締りをしたという情報発信の強化、二つ目が採捕報告時の本人確認の厳格化、そして最後、三つ目が、先ほど城崎室長から口頭で御説明ありましたが、数量管理の移行、資源管理の高度化に向けて、その制度設計の議論機会の設置ということで、コメントをさせていただきます。

少し補足をしますと、1番の取締り情報の発信というところは、今年、水産庁様の方でもフェイスブックであったりSNS等で、実際に捕まえていますよと、違反者を取り締まっていますよという情報が出てからは、大分遊漁者の意識も変わりまして、本当に捕まってしまうんだなということで、今回この委員会指示を守るという風土は出てきていると思っております。運用をより強化するためにも、リソース等限りがあると思うんですが、是非取締りを強化いただきたいなと思っております。

二つ目は、関連するんですけども、採捕報告時に、今現時点で言えばウェブサイトにも名前とか電話番号を入れれば報告ができるようになっておりますけれども、これをよくウェブの世界で言われている二段階認証ですとか、報告時の写真の貼付の義務化、こういったところをするだけでも、過大・過小な申告が防げると思っております。釣り人ってどうしても魚釣った大きさが大きく見えてしまって、実測値よりも過大で申告するというようなこともございました。

特に懸念をしておりますのは今回の月別の枠の配分が、例えば昨年、令和5年度で言いますと、8月、9月の採捕量が少なかったことによって、令和6年度以降はその月の配分枠が減ってしまっているような状況になっておりますけれども、これを釣り人見ますと、自分たちのエリア、地域では釣れていないと枠が減ってしまうんだ、であれば、釣れてなくても例えば報告をしてしまえと、こういうふうなことも起こる可能性が当然出てくると。そうなったときには、そういったミスな報告であったり架空の報告がされないように、システム面で強化させていただきたいと思っております。

そして、最後、資源管理の高度化に向けてということで申し上げますと、これ私、個人的にも非常に注目しておりますのは、今回もしクロマグロの遊漁者に対してTAC管理への移行がされていくということになると、実はこういった制度ってほかの他産業の分野で見ても例がないんじゃないかなと。非常にその制度設計そのものの難易度が高いというところと、それに伴って運用も非常に厳しいものになると思っております。そうなってく

ると、そうした制度設計の議論の際に、例えば遊漁者たちがその制度設計の議論に耐え得るかという議論はもちろんあるかと思うんですが、むしろ現場のやはり状況をより早いうちから把握をして、制度作りをしていく必要があると。

特に、一律で地域とか時期で個人に対して何らかの行為規制をして禁止をするという例は、水産の分野でもほかの分野でもあると思うんですが、もし仮にTAC管理で遊漁者をということになると、漁業者の方たちと同じような経緯をたどるとすれば、まずは届出制、その後承認制、そして、各個人個人が誰がいつどこでマグロを採捕したかというものが把握できるようになり、それが資源管理の枠組みに支障を来す場合には、一律で禁止をするということになりますけれども、この一般個人を法律でもって管理監督して行為を規制するというのは、例えば運転免許証とか狩猟免許とかぐらいでしか、私自身もちょっと例が思い浮かばなくて、極めて業法に近い性質を持つものの規制対象者が一般の個人であると。これは非常に難しい制度設計と運用になると思っておりますので、実際に専門部会を作られるという話がありましたが、そこはいろいろなステークホルダーを巻き込んで、より良い制度作りと特に運用ですね、ができるように我々も協力してやっていきたいと思っております。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして公益社団法人日本釣振興会、柏瀬巖様、よろしくお願ひいたします。ウェブですね。

○柏瀬参考人 聞こえておりますでしょうか。

○田中会長 はい、聞こえております。

○柏瀬参考人 日本釣振興会の柏瀬と申します。オンラインから失礼いたします。

まずは、今回、本日、貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。

クロマグロの遊漁の規制に関してですけれども、クロマグロだけにかかわらず、日本の水産資源の持続的な利用を目的とする資源管理に関しては、おおむね賛同できる場所があります。私たち釣り人も、今まで制限なしに釣り放題、獲り放題ということをやってきましたけれども、時代的な流れ的に、そういった価値観も考え直さなければいけない時期に来ているのかなというふうに、最近話題にもなっております。

クロマグロの遊漁に対する規制ですけれども、経緯に関しては、今まで皆さんに御説明していただいたので、それに関してはちょっと省略したいと思っておりますけれども、ただ、ク

ロマグロ遊漁の規制が始まって3年がたちましたけれども、当初はクロマグロの遊漁の実態というものも、水産庁さんも我々釣り人も、実際にどれぐらいあるのかというのが分からない状態からスタートしたと思います。この3年間、採捕時期の割り振りの設定ですとか、バグリミットの設定ですとか、釣り人の皆さんが公平に皆さん楽しめるようにというふうに、少しずつ規制内容を検討いただきましたことに関しては、非常に感謝申し上げますと、この3年たって、実際少しずつクロマグロの遊漁というものがどれぐらいの規模があって、どのような形で行われているのかというのが、実態が見えてきたところであると思います。

さて、その中で、今年、来年度ですか、来年度の規制も少しばかり変更点があるというふうに今お聞きしましたけれども、変更点のある部分だけちょっと意見を申し上げさせていただきますと思います。

まず、遊漁者が採捕した場合の報告義務、これが陸揚げしてから現行5日以内であったものが3日以内に変更されるというものは、非常にいいのかなと思います。さらに、IT技術ですとか、あと採捕報告アプリなども開発されていると聞いておりますので、更に短時間で採捕報告ができるようになれば、精度の高い管理が実現するのかなというふうに思っております。

次に、2番目の変更点の採捕時期ごとの採捕可能量の割り振りの変更に関しても、この3年たって実際に日本のどこら辺でいつぐらいにどれぐらい釣れているのかというのが分かってきたところで、多少の修正があるということですが、これも実態に即した形で、おおむね賛同できる場所であると思います。

ただ、先ほど話にもありましたけれども、年間での40トンという釣り人の採捕可能量というものに関しても、実態がだんだん分かってきた中で、感想としては、全体の0.4%という可能量というのは、まだちょっと少ないのかなというふうに思っております。また、ここに関しては、今後、実際に釣り人もTAC管理の中に取り込まれて、更なる精度の高い資源管理に取り込んでいくということの中で、更なる議論があるかと思っておりますけれども、そのように感じております。

3番目に関しては、委員会指示に違反した場合の裏付け命令の発出の迅速化というところも、ここに来て、違反者というか、そういうのも増えているというふうに聞いております。そこに、やっぱり正直者がばかを見るような形というのは非常によろしくないと思いますので、この罰則に関しては、なかなか難しいかもしれないですが、もっと取締

りを強化して、実際に正直者がばかを見ないような形になっていくのがよろしいかと思
います。

私ども日本釣振興会ができることといたしますと、この決まったルールをきちんと遊漁者
の方に周知して守っていただくということを、周知徹底するということができることかな
と思いますので、更にこのルールを皆さんに知っていただいて、守るような啓発活動を進
めていきたいと思います。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

次に、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会、森聡之様、よろしくお願いいたしま
す。

○森参考人 こんにちは。JGFAの森です。今年も発言の機会を頂き、ありがとうござ
います。

ここ数年、やっぱりマグロが資源が回復してきていることを私も感じています。一方で、
1万2,000トンほどある日本の漁獲枠のうち、我々遊漁には配分が今のところなしと。そ
れで、辛うじて水産庁の留保枠のうちの40トンを割り振っていただいているのが現状です
ので、全体の1%にも満たない、0.3%未満ですか、ちょっと少ないかなというのは個人
的な感想です。昨年も申しましたが、仮にクロマグロ遊漁者が1万人いたとしたら、1人
当たり年間4キロです。30キロ未満は採捕禁止ですので、普通に考えると10年に1匹持っ
て帰れるかなというのが、我々遊漁者の置かれている現状です。今後、WC P F Cなどで
日本への割り振りが増えれば、もう少し遊漁にも割り当ててもらえたらなというのが我々
の願いです。

もう一方で、今現状でできるであろう施策として、枠を消費しないキャッチ・アンド・
リリースの遊漁は、周年でやはり解禁していただきたいというのが我々の意見です。リリ
ースなんかできないという意見を去年頂いたので、ちょっと動画のリンクを共有しまし
たので、後々、興味のある方は見てみてください。国内でも100キロオーバーをリリースし
ている動画を撮りましたので、是非見てみてください。海外においては、キャッチ・アン
ド・リリースをする遊漁船の船長には、リリースの講習会を義務付けている場所もありま
す。リリースした後死なせてしまってはやはり意味がないので、何か今後リリースを認め
ていただくに当たり、そういうものも検討していただけたらいいのかなというふうに思っ
ています。

私からは以上です。ありがとうございました。

○田中会長 ありがとうございました。

では、参考人の方々から頂いた御意見に関し、事務局から何かコメントがあればお願いします。

○城崎沿岸・遊漁室長 どうもありがとうございます。いろいろな御意見、貴重な御意見ありがとうございます。

幾つかお答えしたいと思いますけれども、まず取締りの重要性、先ほどそもそも正直者がばかを見ないようにということで、やはり悪い人にはこの場から退場してもらう意識を持って、取締りは強化をしてございます。もちろんマンパワー等々ありますけれども、私どもの漁業調整事務所ですとか地元の都道府県等とも協力しながら、いろんな疑義情報に接しますけれども、それについて対応するという状況です。3年ほど経験を積みますと、やはりクロマグロ遊漁の傾向といいますか、そういうこともおぼろげながらではありますけれども分かってきましたので、より効率的に進めていきたいと思っております。

それで、特に取締りはもちろんそうですけれども、周知の活動も、いろいろな方法、遊漁船向けなのかプレジャーボート向けなのか、適当ないろいろなツールを使って多角的にやろうと、そういう意識を持って取り組んでいるところでございます。

それと、先ほど桜井様からあったような報告の部分についても、やはり遊漁者から正確な報告を上げてもらうということが一番の始まりになりますので、それについては、今アプリの報告の環境整備というのをやっておりますけれども、加えて、カメラで釣ったクロマグロの写真を撮ると、その大きさから大体の重量が推計できるような、そういうカメラでの報告のシステムを今開発しております。それを開発することで水産庁にダイレクトに報告システムがアクセスできるような、そういうリンクも考えてございます。

それをする際に、今は確かにおっしゃるように、簡便に報告はできるんですけども、それが架空なものにならないように、例えば今は日頃、通信販売をするときにも、注文するときには1回パスワードが来てから、それにパスワードを入れてから注文を確定させるようなこと、二重の承認の制度がありますけれども、そういうのも入れながら、報告する量の精度を高めるということもやっていきたいと思っております。日々報告が積み上がっている中で、中にはちょっと怪しいような報告もたまにございます。それはまた個別に電話なりをして確認をするということで、一つ一つやっておりますけれども、システムとしての向上も図っていく必要があるだろうと、このように考えているわけでございます。

それと、今回の委員会指示の資料では、令和5年度の実績というのを outsizing させていただきました。それによると、確かに8月は去年は3.9トンということで少ない状況であったものですから、そういうふうになかった前例が来年度に影響すると、良からぬことを考える人がいるんじゃないかと、こういう御指摘だと思いますけれども、実は前年度の実績というのは水産庁のホームページでも常時出ておりますし、公共の場でも口頭では言っている実態にあります。今回それを紙に落としたというだけの話なものですから、その前例に過敏に反応するというわけでもないのかなと、このように思っているところでございます。

それと、先ほど口頭で申し上げたクロマグロ専門部会のように、今後クロマグロ遊漁をめぐる管理の高度化を図っていく際の議論ですけれども、確かに桜井様がおっしゃるように、今の現状である委員会指示と将来的な数量管理の間には相当隔たりというか、ギャップがございます。それを埋めるときには、例えば先ほどあったような届出制のようなものをして、まずはクロマグロ遊漁をする人の特定をするような、そういうステップも当然必要になってくるんだろうと思います。その際には、クロマグロ遊漁者と言っても、普通は船に乗ってクロマグロを釣るわけですから、遊漁船あるいはプレジャーボート、そういう船の特定も必要でしょうし、それに加えて、最終的に数量管理になった場合には、釣った者、人から報告してもらわなくちゃいけないので、船の管理と人の管理、その両方に目配せをしながらどういう制度設計をしていくのかと、これはこれから検討をしていきたいと、このように考えております。

それで、このクロマグロ専門部会ではどこまで議論を図るのかということ、細かいところまでこういう場で制度設計の一から議論するというのは、それはなかなか現実的ではないのかもしれませんが、節目節目でお話をしながらやっていくというのが現実的な方向かなと、今、個人的には思っているところでございます。

それと、キャッチ・アンド・リリースについても、これも皆様方からお話頂いております。今日お越しの参考人の方だけではなくて、日頃いろいろな場面でお問合せを頂いております。これにつきましては、なかなか水産庁、議論、検討が進んでいない部分があります。といいますのは、採捕というのは漁業の関係、法律の関係で言いますと、準備段階からもう採捕行為であるというふう認められる、そういう運用をしておりますし、キャッチ・アンド・リリース、逃がすから採捕を認めてくれという話ではなくて、今の現在の委員会指示では、意図しない場合に直ちに逃がすのは、そこは採捕には当たらないという話

をしていますけれども、それを逆手に取って、逃がすから釣ってもいいではないかという議論ではないと考えております。また、漁業者の方々、採捕禁止になったときには全部手を挙げながら見守るしかない中で、そういう中でキャッチ・アンド・リリースを前提にした釣りが行われるというのは、それは心情的にもありましようし、あるいは取締りの観点でもなかなか難しい部分があると思います。

先ほどキャッチ・アンド・リリースの動画をということで、私もここに来る前にちょっと拝見をしました。今日ここにお越しの方にも後からリンクを御紹介したいと思いますので、是非とも今のキャッチ・アンド・リリースの最先端の状況は見てもらいたいと思います。

他方で、私ども、クロマグロ遊漁に関わっておりますと、キャッチ・アンド・リリースに非常に熱心に取り組んでいらっしゃるって、クロマグロとの引きの対峙ですよ、引きの対決するということに重きを置く方もいらっしゃるって、やはりクロマグロを持って帰って食べたいと、そういう強い意思でやっている方も多という状況があります。実際に疑義情報なりで摘発した事例を見ると、やはり持ち帰るんだと、制度は知っていたけれども、持ち帰りたかったんだという話があることも聞くと、キャッチ・アンド・リリースだからということ認めるとするのは、なかなか現状では難しいのかなと、このように思っています。水産庁は今そのような考えでクロマグロ遊漁について取り組んでいると、そういう状況でございます。

取りあえずは以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、各委員の方々から御意見、御質問等あれば承りたいと思いますが、いかがですか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 皆さん、こんにちは。沖縄県の山内と申します。

ただいま遊漁船の皆さんの現在の取組等の希望などをお聞かせいただきましたけれども、皆さんは今、試行的な管理ということで、水産庁の留保枠の一部を使わせてもらっているという現状があります。漁業者の方は、もう大臣管理区分の方は2018年から厳格に数量管理、総量管理されてきました。

漁業者はどういった獲り方をしているかということ、参考になれば幸いなんですけれども、はえ縄が主なんですけれども、前の晩に獲ったクロマグロの報告を翌朝の10時までに無線

局を通して報告するんです、漁協やそれから漁協を通じて所属上位団体の方に。我々だと全近かつ協の方に報告するわけです。そのようにしてある程度換算表で計算したキロ数を、大まかなキロ数を報告するわけですが、さらに、水揚げして市場で計量したら、きちんと仕切り書に書き留めて、これは全部水産庁の方まで報告されます。漁獲報告書と一緒にです。そういった徹底管理。それから、我々は市場に水揚げします。全国主要な市場で水揚げしますので、どこかに横流しというか、そういうのはまず考えられません。ですので、しっかりと報告、厳格な管理をしてきているわけです。

一方で、皆さんのところは、まだ試行的とはいっても、遊漁船の方々って全国、物すごい数ですよ。小さな漁港が全国にはあまたあって、漁業者の目から見れば、これ管理できるのかなど。一人一人に報告してもらっているとはいっても、報告しているのは氷山の一角ではないかというような、ちょっと漁業者の目からしたら、どうだろうか、これ怪しい人はたくさんいるんじゃないかというような見方をしている人もいます。

これから管理の高度化とか強化とかいうことをやっていこうとおっしゃっていますけれども、先ほど菅原さんでしたか、WCPFCの増枠があればもう少し配分していただきたいと、自分たちの枠として配分していただきたいというのは御意見ありましたが、それは漁業者も全く一緒なんです。今、全然全く足りない足りないと言って、爆発的に不平不満が出ているわけです。足りないというのは、資源が回復して、どこの漁場でもクロマグロが飛び跳ねている状況があるわけですから。我々漁業者も獲りたいんです。皆さんも獲りたいと思います。だけど、獲れないと。増枠があればもうちょっと増えるけどねというのは、大いに期待しているんです。

そういった中で、漁業者は苦しいけれどもしっかり枠を超えない、違反しないように取り組んでいて、皆さんがしっかりと管理をしていけば、水産庁、国としても、WCPFCの中でも、もしWCPFCの委員の皆さんから遊漁者の漁獲というのはどうなっているんだと聞かれたときに、いやいや、こういうふうな手順で管理していますと、だから超過はありませんというような説明ができれば、それは増枠につながっていくんだろうなと思います。是非、漁業者と遊漁者の皆さんは、一致協力して増枠に向けての取組をしていただきたいなと思います。

取りあえず、会長、以上です。

○田中会長 建設的な御意見ありがとうございます。

クロマグロの増枠はオールジャパンで取り組まないといけないんです。誰かが違反した

ら罰則食らっちゃうし。だから、是非とも御協力をお願いしたいと思うし、万が一オーバーしてしまうようなことがあったり、報告漏れがあってそれがばれたりすると、国際問題になってしまいますので、御注意いただきたいなというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。

中島委員。

○中島委員 すみません。山口県の中島です。

まず、ちょっと水産庁の方にお聞きしたいんですけれども、この遊漁で積み上がった海域、ブロックになるんでしょうけれども、その海域、季節ごとに違うんだろーとは思いますが、大まかどういう流れなのか、それと報告について、遊漁船、登録されている遊漁船、それとマイボート、プレジャーボート、その割合がどれぐらいずつになっているかというのがもし分かれば。

○城崎沿岸・遊漁室長 海域ですけれども、傾向としますと、6月、7月辺りは能登半島から佐渡島周辺ぐらい、これは令和5年度の事例ですけれども、初夏の頃は能登半島から佐渡島辺りにいて、それがだんだんと北に上がって、9月になってくると秋田、青森、秋深まると青森周辺、それで、年末から年越えると太平洋側に来て、年明けになると伊豆大島周りとか、そういうところで釣られているものが報告されているというのが昨年度の傾向といたしますか、実態かなと思いました。

それと、報告をしてもらうときには、もちろん個人で報告をしますけれども、釣った人は何がしかの船に乗って釣っているわけなので、遊漁船で釣った場合には遊漁船のお名前も併せて報告してもらっております。自己所有船あるいはプレジャーボートに乗った場合には、それは何丸とは書いていないんですけれども、遊漁船の名前が書いていないことからすると、多分プレジャーボート、自分のものか友人のものか分かりませんが、プレジャーボートだろうなというふうに思っています。

この割合というのは、今きちっとパーセンテージははっきり覚えていませんけれども、そんなに、6、4ぐらいで遊漁船のイメージかなという気がしますが、正確ではないので御容赦いただきたくありますけれども、今そんな状況でございます。

○田中会長 中島委員、どうぞ。

○中島委員 すみません。先ほど正直者がばかを見るというような話もありましたし、漁業界も一緒なんですけれども、これ報告していない事例があるんじゃないかという懸念がありますよね。その辺についてどのようにお考えか。報告していないという事例に対して、

洋上での取締り、これは実質的にはできないわけです。臨検すれば、いや、報告しますよ
で済むわけですから。だから、将来の資源管理の高度化に向けても、その辺の問題が出て
くるのかなというような気はします。

その中で、もし水産庁さんの方へ、こいつは報告していないぞとか、そういうふうな情
報が今まであるのかどうなのか、そういったものがあればちょっと教示いただきたいと思
います。

○城崎沿岸・遊漁室長 いわゆる疑義情報の類いというのがございます。それはいろい
ろな、例えばSNSで発信しているという情報があれば、その日付と者の特定を私どもの方
のデータベースから見られますので、それで報告がされていないというふうになれば、そ
の者に直接確認をして、そして事後でもいいので出してもらおうと。5日間を越えていれば、
指導文書を出すということも現実にやっております。もちろんそういう疑義情報もどこま
で信ぴょう性があるかという話もあるものですから、一つ一つ全部が対応できているわけ
ではありませんけれども、そういうものもやっているという状況です。

それと、やはり今は現状は任意で報告してもらおうということになるので、今、将来的な
という話もございましたけれども、将来的に数量管理になっていけば、当然その釣った者
が報告する義務が出てくるので、そうすると、やっぱりあらかじめ釣る者を特定しておく
必要がございます。それが今の委員会指示と将来的な数量管理の中で見れば、相当なこれ
はギャップが今現状あるので、それをどうやってその者を特定していくのかということも、
これからの制度設計の一番の肝なんだろうなと思っています。

その過程においては、やはり今の現状でいくと、周知をきっちりするということと、そ
ういう報告されていない事例があれば違反として摘発すると。それがこれまでは違反でも
1回指導というワンクッションが入ると、それはやはり指導しても、もう2回やってから
最終的には違反だよねという話になるので、そうではなくて、指導して次見つかったらも
う罰則ですよという、会長名ではなくて大臣名の裏付け命令を出すということで、やはり
ケアレス・ミスもなくしたいと思っておりますし、そういうことを含めて、普及啓発とい
うのをこれまで以上にやっていかなくちゃいけない、そのような考えで今取り組もうと思
っております。

○中島委員 分かりました。多分、今日御出席の団体の皆さん、団体に加入されている方
というのは意識の高い方々でしょうから、報告漏れなんていうのはないんでしょうけれど
も、やっぱり一番懸念されるのは、アウトローのマイ・ボートの方だろうと思いますので、

今後、資源管理の高度化、これは届出制なり登録制なりしか私は考えられないと思うんですけども、じゃそれをどこまで把握できるのか、また誰がその事務やるのか、こういったところでかなり議論する必要があるのかなという気はいたします。

それともう一点、遊漁船業の方に対しましても、報告は確かに個人でしようけれども、責任の所在がどうなるのかというのは、これも微妙な問題だろうと思っています。遊漁船の船長が、いえいえ、分からんから持って帰れよというようなこともあるのかなと。だから、その辺の責任の所在も明確にしていく必要があるかなと思っています。特に、今年のこの委員会でも言いましたけれども、遊漁船業、登録の段階で拒否要件、この中にある漁業関係法令違反、守っていないやつは駄目だよというのがありますので、そういったことも加味しながら考えていく必要があるのかなと思いました。

それと、最後にちょっと質問ですけれども、これ裏付け命令の期間というのは当然、委員会指示の期間ですよ。委員会指示がこういう毎年ほぼ更新されていると、同じような形で、で、中で、例えば2年にするとか、そういうのは法令解釈としてやっぱり難しいんでしょうね。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。

最後のところを言うと、やっぱり解釈というか、委員会指示の有効期間が1年でやっているんで、それを超えてやるのは、そこは無理だというふうに思います。

それと、先ほどやっぱりアウトローのプレジャーがどうだという話ございましたけれども、私どもの感触とすると、プレジャーだけが悪いとは思ってはおりませんで、中には遊漁船がクロマグロ遊漁に違法に加担している場合もあるやにも認識をしております。なので、私どもは、プレジャー・ボート、遊漁船を分けて色目を使うのではなくて、やっぱりクロマグロ遊漁者を案内する者ということで、遊漁船もプレジャー・ボートも一つで見るべきだと思っています。

遊漁船につきましては、この4月に改正遊漁船業法が施行されます。遊漁船の安全確保が第一で、それを主目的にした法律ではありますけれども、今回の改正法では、漁業と調整という部分を若干少しはめ込んでいます。その際に、遊漁船に乗る、要はその主任者的な、遊漁船の責任者ですね、遊漁船の船長たる者は、資源管理についても、例えばクロマグロのように報告義務が課されているものについては、遊漁船に乗ってきたお客さんに対して、クロマグロを釣ったらすぐに水産庁に報告してくださいよという指導をしろということを、業務規程で、彼らの業務方法書に書き込んでもらうことにしています。その指導

をしていただくという前提で、若しくはその船からこのクロマグロ遊漁に関する違反者が出た場合は、遊漁船業者から指導をしていたのかということ、都道府県から指導できる仕組み盛り込みました。

これは、遊漁船業法というのは、申し上げたように、遊漁船の利用者の安全確保の観点の法律にそういうのを入れ込むというのは、なかなかちょっと毛色が違う話ではあるんですけども、遊漁船業の健全な発展という意味では、漁業との関係、資源との関係はやっぱりそこは避けて通れないので、漁業との調和という趣旨で、そういうことも組み入れております。遊漁船業者からの指導というのもこれからは期待したいと思っておりますし、遊漁船業を管轄する都道府県の方にも、そういう周知徹底をお願いしているところでございます。

○田中会長 よろしいですか。

ほかございますでしょうか。

中東委員。

○中東委員 島根県の中東です。

キャッチ・アンド・リリースの話についてちょっと伺いたいんですけれども。キャッチ・アンド・リリースは有効であるという前提でお話されていると思うんですけれども、私はまだビデオを見ていないので何とも分からないんですけれども、一般に、マグロ養殖の場合だといわゆる小さい種を釣るときに、返しのない針を使うだとか、釣り上げて水槽に入れるまで人の手を一切触れないようにするとか、相当な神経使って扱っているのに、ある程度成長して何十キロになったようなマグロを釣ったときに、相当の格闘をした上に放すといった場合、かなりのダメージがあるような気がして、本当にそれで大丈夫かなという気持ちが拭えないんです。そういったことに対して、例えばキャッチ・アンド・リリースをやると、10匹逃がせば何割ぐらいは生き残るんだとか、資料なり裏付けなり、そういったものはあるんでしょうか。これをちょっと伺いたいと思うんですが。

○城崎沿岸・遊漁室長 そういう研究も海外には一部あるやに聞いておりますけれども、日本の中でそれについての目的にした調査研究だとか、そういうのは行われていないと私、認識しております。

○中東委員 そうすると、今の時点では努力目標とか、できるだけことはやるんだというように感じて、キャッチ・アンド・リリースということなんでしょうかね。

○城崎沿岸・遊漁室長 キャッチ・アンド・リリースについては、やるやらないを、少な

くとも今の規制の中で水産庁からやるやらないという話ではなくて、今の採捕が認めている期間でも持ち帰らない、自分はキャッチ・アンド・リリースするんだという人がいれば、それはそれでやっていただいているというのが今の現状だと思います。

それを採捕が禁止された期間にも、資源に影響がない、元気になって戻るんだから、禁止期間中にも認めてはどうだという御意見があるのはもう承知はしておりますけれども、今の採捕も、キャッチ・アンド・リリースのキャッチをする目的、狙って釣ること自体がもう採捕という概念になりますから、採捕は禁止されているという前提の下で、採捕を伴った逃がす行為というのは、そこは制度としては相入れない部分があるので、それはなかなか今の状況でできませんねという御説明を今しているという状況です。でも、実際にはキャッチ・アンド・リリースに取り組んでいる方がいらっしゃるというのも、それも事実だろうと思っています。

○中東委員 採捕という定義からして、キャッチしたらそれをリリースしても、それはキャッチになるという見解から、キャッチした以上はあくまでも採捕だということから、それをリリースするのはちょっと変な話になってしまうのは分かるんだけど、キャッチ・アンド・リリースそのものはどのぐらい有効かというのは、今おっしゃられたように、まだ正確な資料とかそういうものはないという理解でよろしいんですね。

○城崎沿岸・遊漁室長 はい、そうでございます。

○中東委員 分かりました。

○田中会長 森さんですか。

○森参考人 海外の論文で、ただアメリカの東海岸のデータで、96%ぐらい生きているという学術論文になっています。アメリカの西海岸、太平洋クロマグロのデータも、ついここ二、三年で出てきたと思うんですけども、やはり95%前後で生きているというデータが出ています。これ、科学的データ、学術論文として発表されているので、参考までにと
思っ

失礼しました。

○田中会長 ありがとうございます。情報としてはあるということなんですが、その技術が日本にあるかというのがまず問題になってしまうのと、国際条約なので、憲法の下で国内法より上位に位置しているわけです。それを違反すると、つまり採捕停止命令が出ている段階でそれをやって獲って、漁獲量として国際的に認められちゃうと、日本が違反したことになるわけなんです。だから、その95%、99%でもいいですけども、それが

確かならいいんだけど、確かでないとしても都合が悪いわけですよ。

それから、確実に証拠がないとオーバーしたことになるので、そこはなかなか国際条約でのその交渉のときに不利に働いちゃうので、だからなかなか難しいのと、現行漁業者の方は、今お話があったように、採捕停止命令が出ている段階、出てしまったら、もうクロマグロを狙って操業することが禁止なんですよ、そもそも。という対応になっているので、最初に山内さんが言われたのは、我々と一緒に歩調を合わせてほしいねって、そういうニュアンスも多分あったんじゃないかなと思うんですけども。彼らはもう停止命令が出た段階で、狙っては獲れないんです。たまたま獲れちゃったら、もう逃がさなきゃいけないと。

山内委員。

○山内委員 私が意見述べようかなと思ったところを会長さんが言われたので。

もうちょっと詳しく申し上げますと、採捕停止命令が出た後に意図しないマグロが出て釣り上がった場合は、放流をしております。そもそも採捕停止命令が出た場合に、もうクロマグロが釣れない海域に漁場を移動しなさいという、そういう決まりになっているんです。ですので、漁場を移動してマグロが釣れない海域に行くと。そこでたまたま釣れると放流、そういうふうなことを強いられております。

ですので、キャッチ・アンド・リリースを目的としてやることは、やっぱり我々の取組からして、ちょっと矛盾がありますよね、国としても。やっぱり明らかに獲るという目的で釣って、それで逃がすというのは、そこは、マグロがいるから漁場を移動しなさいということを我々はやっているのに、皆さんはやるという、何か変な話になりますので、やはり釣れるところではマグロを狙った遊漁はやらないでくださいというのが多分、国の考え方じゃないのかなと思いますけれども。

○田中会長 法律上はそうなっているので。何か発言されますか。遊漁は別で、漁業法としてはそうですね。

ほかよろしいでしょうか。

網谷委員、どうぞ。

○網谷委員 富山県の網谷といいます。

一応、採捕から今までは5日以内に報告ということをお聞きしました。それで、それが5日が3日になったという話なんですけど、やっぱり5日間若しくは3日間のうちに水揚げされる、漁獲量がそれだけ積み重なるわけでございます。私、前からお話ししておったん

ですが、せっかくマグロの釣果に伴うアプリがあるので、そのアプリを強制的に皆さんに使ってもらうということで、リアルタイム若しくは翌日に報告するという事は、ちょっと無理なんではないでしょうか。

○城崎沿岸・遊漁室長 誰が釣りに行くかというのがあらかじめ分かっている中で、強制は難しいと思います。それは、ゆくゆくは、それこそ数量管理になってくれば、採捕する人が事前に把握されるので、そうすると報告しなくちゃいけないですよというのは、アプリによるか分かりませんが、物理的に報告しなくてはもう罰則が掛かるので、報告する者と行動が伴うと思いますけれども、現在、不特定多数の人がクロマグロを釣るという中では、あらかじめ強制するのは、釣りたいと思う人はじゃ全部やってくださいというわけにもなかなかいかないので、現状ではそれは難しいだろうと思っております。

○網谷委員 というのは、先ほど御説明のありましたこの資料で、大体6月に一応数量が8トンということで、実績が10.6トンということになっております。6月にちょうど富山湾周辺にマグロが回遊するという事で、どうも釣りに出られるプレジャーボート若しくは遊漁船の方々にお話を聞くと、ほとんどの方が出ればマグロが掛かる、しかし船の中に揚げる事ができる人については、水揚げ報告として水揚げしていますと。ほとんどの人といいますか、何百人の人が出られて何百人の人が30キロ以上のマグロを釣ったら、その時点ですごい量になってしまうということで、1日ずれば随分な量がずれると。富山県でも多分報告されていない人もおられるとは思いますが。そういう意味で、できるだけタイムラグのないような形で今後やっていただければいいかなというふうに思っております。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。

先ほどの資料の2ページ目に、今おっしゃった6月については8トンのところ10.6トンで、確かに飛び越えました。この飛び越えたその下に採捕禁止が書いてあります。6月については、6月の18から30日まで禁止ですよということは、6月が月明けてからもう2週間少々で10トンまで行っちゃったという話なので、この辺りが非常に止めるタイミングで悩んだところでございます。特に週末が絡むとかなると、そういう不便さを解消するのも、やっぱり5日では長過ぎるなというのが今回3日にした次第です。

3日にしても、やっぱり魚、マグロが回遊すれば、それぐらいのポテンシャルで釣られちゃう可能性はあるので、そこの部分は日頃から周知をやりながら、あと現場の浜回りなどで指導するという事に当面は尽きるのかなと、このように考えております。ありがと

うございます。

○田中会長 よろしいですか。少しずつ改善していくということだと思いますけれども。

はいどうぞ。

○桜井参考人 桜井です。

先ほどのあの報告のところでもちょっと現場の状況を一応共有させていただくと、釣り客及び遊漁船の利用者も、実はリアルタイムに報告するというのは基本的には賛同をしております、今回の5日から3日という短縮も、我々からなるべくやっぱりリアルタイム性を持たせてほしいということをお願いをしているところもありまして、城崎室長から、5日から3日に短縮するに当たっては、現場の方々はどうだろうというのもありまして、我々もヒアリングをしたところ、全会一致でむしろもっと短くてもいいと。

恐らく急速に縮めると運用上難しいというところがあるので、近い将来は当日中に報告等でも現場の釣り客及び遊漁船事業者は特段抵抗がないと思います。遅らせて報告するというのは恐らくほとんどなくて、基本的には無報告、無申告か報告をするかのどちらかで、報告を早ければ早いほど、釣り客、遊漁船事業者にとっても、いつ数量が積み上がって禁止になるかというのは、非常に釣行の計画を立てる上でも懸念材料になるので、なるべく早く実態把握したいというところは、現場としても非常に歓迎されていると思うので、一定進められる素地はあるかなというので、一応補足をさせていただきます。

○田中会長 ありがとうございます。真面目な業者は多分、その日の夕方のうちには報告したいということだと思いますよね、普通。

よろしいですか。

一応議論はここら辺りで出尽くしたかなと思いますけれども、特段、委員会指示の内容について御反対の意見はなかったように思いますが、よろしいでしょうかね、そういう御理解で。

ありがとうございます。

それでは、本委員会として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号を本日付で発出するとともに、遊漁者等によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領及び遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針を本日付で制定することとし、後の事務手続上におきまして万が一軽微な修正等があった場合に、会長一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○田中会長 ありがとうございます。それでは、特段の御反対ないということで、そのようにさせていただきます。

事務局におかれましては、委員会指示の内容等について事務手続と官報への掲載をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

クロマグロの審議はこれで終わりにさせていただきます。参考人の皆様方には貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。これで遊漁に関する委員会指示の議題は終了となりましたので、以降の御退席は自由とさせていただきます。御協力、誠にありがとうございました。

それでは、議題2の九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について、事務局より資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○岡本資源管理推進官 九州漁業調整事務所の岡本でございます。よろしくお願ひいたします。

資料2を御覧ください。この資料は、5ページ目にあります委員会指示第76号（案）の概要の資料となります。こちらの資料を用いて御説明をさせていただきます。

トラフグの委員会指示につきましては、まず1の承認制・届出制の実施といたしまして、①対象船舶は、総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船として、②は、努力量の増加を制限するため各県ごとに承認隻数の上限を定めております。③の届出制の対象船舶につきましては、5トン未満のとらふぐはえ縄漁船というふうにしております。

次に、承認番号の表示につきましては、承認を受けたとらふぐはえ縄漁船船橋に、両舷の見やすい場所に承認番号を表示するということとしております。

次に、3の操業期間の制限につきましては、海域を5つに分けてまして、海域ごと及び漁法ごとに休漁期間を設定しております。

1枚めくっていただいて、次の2ページに別紙を付けております。こちらに海域ごとの休漁期間の一覧を添付しております。

3ページ目からは、それを地図に落とししたものとなっております。

1ページに戻っていただいて、次の4の小型魚の再放流については、全海域で全長30センチ以下の小型魚の再放流に取り組んでいただくこととしております。

次の5の漁獲成績報告書の提出につきましては、令和6年9月から翌年令和7年4月までの操業記録を提出していただくこととしております。

次に、6の指示の有効期間につきましては、令和6年度漁期ということで、令和6年5

月1日から翌年の令和7年5月31日までというふうにしております。

資料をめくっていただいて、12ページになります。12ページからが事務取扱要領となります。

今回の変更の内容につきましては、暴力団排除の規定が新漁業法に法定化されたことに伴いまして、この広域漁業調整委員会承認漁業においても同様の規定を追加し、申請書の添付書類に適格性に関する誓約書を追加するというものとなります。沿岸くろまぐろ漁業の承認や太平洋の広域漁業調整委員会指示につきましては、昨年度中に改正が行われているところでございますけれども、今回、ほかの委員会指示に合わせるような形で、この委員会指示の内容につきましても、改正をさせていただきたいというふうに考えております。

今御説明させていただきましたこの委員会指示の内容につきましては、今年2月1日に開催しました令和5年度第2回九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理検討会議において、構成員の皆様方に御確認を頂いていることを申し添えたいと思います。

以上がトラフグに係る委員会指示の御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

関係各ステークホルダーの皆様には既に説明済みということで、例年どおりの内容というのと、あと、横並びで事務取扱要領に暴力団の排除規定を追加したと。ここが新しく変わったところということになります。

本件につきまして、何か御質問、御意見等あれば承ります。

よろしいでしょうか。

関係する、こちらにいらっしゃっている、どなただろう、熊本の平山委員とか、一言言っていたらと有り難いのですが。

○平山委員 すみません、熊本の平山ですけれども。

本県、届出の1隻だけでございますので、トラフグに関しましては、各関係する県として皆さん方と一緒に取り組んでいくという立場でございます。かつては、有明海の湾口部でかなり大型の雌が引っ掛けによって獲られて、それを使ってトラフグの種苗生産が行われてきたといった経緯もございますけれども、近年はもうそういう大型の個体というのなかなか見掛けない状態になっておりますので、かつてのようなトラフグ資源が戻ってくればなという期待をしております。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

あと、大口の山口県の中島委員。

○中島委員 昨日もう十分議論させていただきましたので、部会の方で。

○田中会長 ありがとうございます。

もう特段議論は尽くしたということで、御反対意見等はないということで、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、本委員会として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第76号を本日付で発出することとし、後の事務手続上におきまして万が一軽微な修正等あった場合は、会長一任とさせていただきたいと思いますが、この点もよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○田中会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局においては、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をよろしく願います。

それでは、ちょっと時間も経過しましたので、10分ほど休憩したいと思います。15時20分から再開ということにさせていただきます。

午後3時11分 休憩

午後3時20分 再開

○田中会長 3時20分になりましたので、再開したいというふうに思います。御着席よろしく願いいたします。

それでは、議題3の有明海ガザミに関する委員会指示について、事務局より資料の説明をよろしく願いいたします。

○岡本資源管理推進官 九州漁業調整事務所の岡本でございます。

ガザミに係ります委員会指示第77号(案)について御説明させていただきます。

資料3を御覧ください。

委員会指示の本文でございますが、取組の実行性を担保するために、今年度と同様に、採捕禁止期間の設定に係る指示を行うこととしております。

指示の内容につきましては、有明海において、令和6年6月1日から6月15日までの15日間、たも網その他すくい網によるガザミの採捕禁止とすることとしております。

指示の有効期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしております。

この委員会指示によるガザミの採捕禁止措置などの周知に関しては、2ページ以降に添付しておりますリーフレットをマリーナや釣り具店などに配布することとしております。

例年と同様に、関係者の方々にも御協力いただきながら、漁業者や遊漁者、広く一般の方々にも広域的な資源管理の取組について知っていただけるように、引き続き周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

この委員会指示の内容につきましては、今年1月29日に開催しました令和5年度第2回有明海ガザミ広域資源管理検討会議において、構成員の方々に内容を御確認いただいておりますことを申し添えます。

以上が、ガザミに係ります委員会指示の御説明となります。委員会指示の内容は、現行の委員会指示の内容とは変更はございませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。関係者には既に説明しておるとのことでございます。

何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

今年度から13センチで足並みがそろったということで、関係各位の御尽力に感謝申し上げます。

何かございますでしょうか。よろしいですか。

これは、関係する県は福岡、佐賀、長崎、今日いないのかな、熊本。先ほど指名してしまった後に指名しにくいな。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本委員会として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第77号を本日付で発出することとし、後の事務手続上におきましては、軽微の修正等あった場合は、会長一任とさせていただきたいと思いますが、この点もよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

事務局におかれましては、委員会指示の内容について事務手続と官報への掲載をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。これで、委員会指示2件終了ということになります。

それでは、議題4、広域魚種の資源管理についてに移りたいと思います。

昨日から本日午前にかけて、当委員会の3つの部会である日本海北部会、日本海西部会、九州西部会がそれぞれ開催されたところでございますが、当委員会の事務規程第14条におきまして、それぞれの部会での調査、審議の結果を当委員会に報告しなければならないことになっております。

まずは、4の1の部会における取組について、事務局より説明よろしくお願いたします。

○番浦課長補佐 事務局の番浦でございます。

○田中会長 手短に。

○番浦課長補佐 はい。

まず、資料4-1、複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況を御覧ください。

ここでは、19魚種、系群等について記載しておりますが、このうち本委員会の日本海西部会で議論しました15番のアカガイレイ、ズワイガニ、九州西部会で議論しました16番から18番までに記載しているガザミ、九州・山口北西海域のトラフグ、マチ類、そして日本海北部会で議論しました1番のスケトウダラ及び11番のマガレイ、ハタハタについての御報告となります。

なお、本委員会で取り上げるものは、12番のトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、13番のベニズワイガニ、14番のマアジ、マサバ、マイワシ及び19番の太平洋クロマグロとなっております。

では、3つの部会における取組について御報告いたします。

まずは、昨日午前に開催されました日本海北部会においては、日本海北部マガレイ、ハタハタ、この次にスケトウダラ日本海北部系群につきまして、水産研究機構から資源評価結果について御説明いただきまして、事務局からは広域資源管理に関する取組について報告をし、御議論を頂いているところでございます。

日本海北部マガレイについて、漁獲量をまず報告させていただきますと、漁獲量は漁獲統計がそろった1993年以降では1994年の787トンピークに減少傾向にあり、2022年には60トンとなりました。

この結果、資源評価について、この漁獲量で判断している資源水準について低位となり、資源動向についても減少との御報告がありました。

また、委員からは、獲れるサイズが大きくなっており、30センチ以上のものばかり獲れ

るという情報提供がございました。

また、日本海北部ハタハタについては、漁獲量は減少傾向にあり、2022年の漁獲量は438トン、資源評価については2022年のC P U Eから判断し低位、資源動向は直近5か年のC P U Eで横ばいと御報告がありました。

なお、各県からは、2023年の漁獲量が前年と比べ、かなり減少しているとの情報提供がございました。

この点に対し、水産機構からは、不漁要因については環境要因が疑われるものの、明確には分からず、今後の更なる検討が必要との御説明がございました。

資源管理の取組としては、両資源ともに、保護区設定、小型魚の再放流、網目制限などの取組を実施しており、資源管理計画を策定しているものは令和5年度中に資源管理協定に移行するとのことです。

続きまして、スケトウダラ日本海北部系群について説明させていただきます。

漁獲量は、1993年漁期以降減少傾向にあり、2022年は5,489トン。この傾向は、2015年漁期以降、T A Cに合わせた操業調整が行われていることが主な要因と考えられるとのことです。

なお、資源量については、2016年漁期以降増加傾向にあるものの、依然として低い水準との御報告がございました。

これに関し、委員の方からは、T A C導入の増加傾向に関しまして、獲り控えの効果、T A Cの導入の効果が見えてきたというような御発言もございました。

また、スケトウダラが38万トンという高い目標管理基準値を達成できるのか、ほかの魚種との関係性なども見ながら検証する必要があるという御提案がございました。

これに関しまして、事務局からは、T A Cのシナリオは5年ごとに見直すこととしているため、今後検討していく旨の回答をいたしました。

また、水産機構からは、魚種間の関係性を明らかにすることは、明確に説明することは難しいものの、引き続き取り組んでいくとの御説明がございました。

次に、同日午後には開催されました九州西部会においては、九州・山口北西海域トラフグ、有明海ガザミ、南西諸島海域マチ類の順で、水産機構からそれぞれ資源評価結果について御説明いただきまして、その後に九州漁業調整事務所から広域資源管理に関する取組について報告を頂きました。

トラフグにつきましては、漁獲量が2022年概数値で134トン、資源量は678トンと過去最

小。産卵場のCPU Eが減少などと厳しい資源状況にあり、リスクなく10年後までに目標管理基準値を上回るためには、 β が0.4、種苗放流を加算しても0.5以下とする必要がある旨の御報告がございました。

委員の方々からは、親魚量と加入量の関係や、環境的要因を明らかにすることの必要性について御発言がございました。

これに対し、水産機構からは、産卵場のCPU Eの調査を広げていくことなどで資源評価の高度化を図っていくとの御説明がございました。

また、資源管理について、九州・山口北西海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、先ほども御説明がありました5トン以上の船舶を使用して営む際の県別の承認隻数、5トン未満の船舶を使用して営む際の届出及び5つの規制区域別の漁法及び操業期間の制限などを規定する広域漁業調整委員会指示について、本委員会に報告、提案し、現行同様の委員会指示の発出について審議を求めることについて、各委員の了承を得ております。

続きまして、有明海のガザミについて、資源評価についてとなりますが、熊本、長崎、佐賀、福岡の漁獲量合計は2022年が170トンで、合計漁獲量は資源水準としては低位、県別漁獲量は低位又は中位となります。直近5か年の各県、各漁業種のCPU Eは上昇傾向にあることを踏まえ、2022年のガザミ資源は低位又は中位水準で増加傾向にあると考えられるとのことでした。ただし、これに関して、標準化CPU Eなどで再検証する必要があるとの御報告もございました。

また、資源管理については、小型のガザミの再放流を全甲幅長13センチ以下とするなどの自主的管理の導入の報告のほか、有明海におけるガザミたも網その他すくい網の採捕禁止期間などを規定する広域漁業調整委員会指示について、本委員会において報告、提案し、現行同様の委員会指示の発出について審議を求めることについて、各委員の了承を得ております。

続きまして、マチ類については、評価対象のアオダイなど4種について、資源水準はいずれも低位にあることや、広域資源管理の取組では、保護区の設定や小型魚の保護を実施していることなどの説明がございました。

続きまして、本日午前に開催されました日本海西部会においては、日本海アカガレイ、ズワイガニにつきまして、水産機構から資源評価結果について御説明いただいた後に、事務局から広域資源管理について報告をし、御議論いただいております。

アカガレイにつきましては、資源評価について、漁獲の動向として漁獲量は減少傾向と

なっていますが、日本海系群の最近年の資源密度指数の増加が示されておりました。

漁獲圧は、最大持続生産量、MSYを実現する漁獲圧を全ての年で下回っており、親魚量はMSYを実現する親魚量を2007年以降上回っているとのことでした。この結果、現状、神戸チャートの緑の箇所にあるということになります。

続きまして、ズワイガニ、日本海系群A海域に関する漁獲動向ですけれども、2007年漁期まで増加しておりますが、以降は減少し、2022年漁期は2,000トンでした。

漁獲圧は、2004年漁期以降、最大持続生産量、MSYを実現する漁獲圧を下回っており、親魚量も2004年漁期以降、2015年漁期を除き最大持続生産量を実現する親魚量を上回っていましたが、2022年漁期は下回っておりました。

これに対し、資源管理の取組でございますが、ズワイガニについてはTACのほか、保護区の設定、水深帯規制、小型個体の保護などの自主的管理が実施されており、アカガレイについても保護区の設定や小型魚の保護などの自主的管理が実施されているとの御説明がございました。

委員の方からは、設定する保護区について、資源管理上の効果について評価をしてほしい旨の要望がございました。

以上、簡単ではございますが、日本海西部会、九州西部会及び日本海北部会での議論の状況を御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等あれば承ります。

どうぞ、中島委員。

○中島委員 昨日と重複いたします。申し訳ありません。山口県の中島です。

まず、トラフグについてなんですけれども、昨日お伺いしたところ、放流効果はあるよというお話でした。今、有明海と山口県内海の西部海域が放流適地ということで、そこで集中的に放流しているわけなんですけれども、こういう取組をもっと強化して、どこが、いつ、どの程度のものを放流すれば一番効果があるのか、その辺の研究についてよろしくお願ひしたいということと、私、去年の6月まで栽培漁業公社の方におりまして、トラフグの種苗生産やっていたわけなんですけれども、やはり遺伝的多様性がちょっと不安かなと、親魚を飼育していますので。だから、その辺の御指導をまたよろしくお願ひしたいと思います。

端的な例を言いますと、種苗生産をやる中で、やはり継代を重ねた養殖のトラフグから持っていくのが一番種苗生産やりやすいんですね。ちょっと種苗生産に失敗したときに、

親をあれて使わせてくれやという話がありましたけれども、私は蹴りました。それ、多様性の問題が出てくるんじゃないかということで、そういうのも積み重ねていく必要があるのかなと思っていますので、その辺の御指導についてよろしくお願ひしたいと。

それと、もう一点お願ひなんですけれども、昨日の話を聞くと、後のT A Cの方の議題になるのかもしれませんが、かなり β の値が厳しい値が出ています。平井さんから叱られるかもしれませんが、激変緩和といいますか、やはり漁業者も食っていかなければいけない。そういう中でどういうことができるのか、その点についても御検討よろしくお願ひしたいと思いますし、昨日お願ひしましたが、現場の方ではよく話をしっかりと聞きたいという話が出ています。

ですから、水産庁さんの方にお願ひですけれども、また浜回りとか、そういうのを重ねる中で漁業者の理解を得るといふ形で進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中会長 ありがとうございます。本件は御要望を承ったということで進めさせていただきたいと思います。

ちなみに、福岡のトラフグは天然親魚から獲って、交配して、出していたという、マニュアルができていますよね。

○中島委員 山口県の天然親魚を育てて。

○田中会長 原則そうなんですよね。

○中島委員 ええ。だから、失敗したときに、あっちの方の卵をとという話がありまして、つまらんといいて私は蹴ったんですけれども。

○田中会長 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ問題なのは、民間会社から種苗を買っている場合があつて、その場合の種苗の由来がはっきりしない。親が地先の海域でない可能性があるわけです。伊勢三河から手に入れていると、ちょっと問題になるかなというのはあつたと思いますけれども、その点も御指導よろしくお願ひしたいと思いますけれども。

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございます。特にないということですので、次に移りたいと思います。

次は、4の2ですか。

続きまして、4の2のトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の広域資源管理についてです。

まずは、資源評価結果について、水産研究・教育機構水産資源研究所から御説明いただき、続いて事務局から資源管理の方向性について説明をお願いします。

それでは初めに、水産資源研究所の平井主任研究員より、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価について御説明を頂きます。簡潔によろしくお願いいたします。

○平井主任研究員 資源研の平井です。手短ですが説明させていただきます。

資料4-2-1を御覧ください。

9項目ございます。

まず最初の①のところ、これは基礎情報としまして、分布域、漁獲量、年齢別漁獲尾数について推移をお示ししております。漁獲量が2022年漁期、直近が134トンと過去最少になっております。

続きまして、②の資源量推定結果ですが、①の漁獲量、年齢別漁獲尾数を用いて資源量を推定しております。678トンと、こちらでも過去最少値となっております。

加入量なんですけれども、右側の棒グラフを見ていただきますと、御覧のように天然の加入がどんどん落ちていきます。一方、放流の加入の方は、ここ五、六年、安定した値というふうになっております。親魚量が大変高い値なんですけれども、2022年漁期は減少してきているという点につきましては、昨日の部会でも説明したところですよ。

続きまして、③ですが、本系群、再生産関係が御覧のように鮮明ではないということで、代替案としまして1Bルール、加入量を参照することで提案をしております。目標管理基準値案につきましては、令和4年度の提案した577トン、限界管理基準値案の329トン、これも本年度の評価では変更しないまま将来予測等を行っております。

続きまして、④です。

神戸プロットをお示ししております。MSYに対する資源状態を表しております、直近の2022年を青いドットで表しております。漁獲圧は下がってきているんですけども、親魚量の比としてもちょっと落ちているというものを示しております。

続きまして、⑤の方に移ります。

こちら、今後放流しなかった場合の、天然のみで資源がどうなっていくかというところをお示ししております。昨日も少し紹介しているんですけども、漁獲量が増えていくように見えているんですけども、左の親魚量のところで限界管理基準値案をかなり下回る期間が生じるので、加入の予測がその間はちょっと不安定な結果となっております。

余り長期の予測は用いていないということで、次の⑥の10年間のテーブルの方を昨日は

主に説明させていただきました。

β 0.7ですと、天然のみの放流では目標を達成しないということで、天然のみの場合は β 0.4まで下げる必要があるということになります。

ちょっと速く進みますけれども、⑦ですが、こちら側が放流も考慮した場合です。現在の放流の条件で行っております。黄色い限界管理基準値案を下がる期間が大幅に短縮されるというのが分かるかと思います。

ただ、直近は少し下回ってしまいますので、次の⑧のテーブルのところ、 β 0.7では限界管理基準値案を下回ることが起こり得るということで100%となっております。放流しない場合よりは若干 β は高いということで、0.5のときに90%の確率で目標管理基準値案に達するということが予測されております。

これらの天然と放流の違いを比較したものが最後の⑨になります。

以上となります。

○田中会長 ありがとうございます。これも昨日、関係府県については一通り説明を伺っていることと思いますが、何か改めて御質問、御意見等ございますでしょうか。

管理を含めて、後でまた中島さんの方から出るかもしれませんが、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、その次ですね。

ただいまの説明については特にないということで、続きまして、資料4-2-2、トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）の資源管理の取組について、事務局より説明よろしくお願いたします。

○番浦課長補佐 事務局の番浦でございます。では、資料を説明させていただきます。

トラフグの資源管理の取組についての資料について、まず御説明させていただきますと、これは昨年、令和5年11月14日に開催しました第10回トラフグ資源管理検討会議資料を用いております。

皆様、既に御存知かと思うのですが、トラフグ資源管理検討会議は1年に1度開きまして、そこでトラフグの資源管理、自主的管理に関して議論をしております。ただ、改正漁業法の施行以降、数量管理を漁業法に基づきまして議論するというところもありまして、TACに関する議論も行っているところでございます。

その中で、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群に関しましては、TACの議論のプロセスといたしましては、資源管理手法検討部会を令和5年7月21日に開催しまして、その結果に関しまして、11月2日の水産政策審議会の方に既に掛けておりまして、頂いた

意見に関して妥当なものだということで、水産庁として回答する必要があるものというふうな認識をしております。

第10回トラフグ資源管理検討会議資料においては、資源管理手法検討部会で頂いた意見に関して、水産庁としての回答の案を載せているところでございます。

TAC管理の公式のプロセスといたしましては、手法検討部会で頂いた御指摘に関してはステークホルダー一会合で答えるものとなっておりますので、ここの検討会議で示したものは、あくまでも案という位置付けであります。

この内容については、非常に分量も多くて、既に11月の資源管理検討部会で御説明をしたということと、あと昨年12月に資料として一度皆様の元にお送りしたというところがございますので、個別の事項についての説明は省略させていただきたいと思っております。

この説明を用いて、トラフグの資源管理検討会議で皆さんと議論をやったというところではございます。その中で、最後、取りまとめの際にどういう話になったかということ、やはり皆様の各県のお立場が違うということも、いろいろそういう御意見もありまして、また本日の議論でもありましたように、また部会の際にも委員の皆様からも御指摘いただいたように、やはり加入量と親魚量の関係性とか、そういったものを明らかにしてほしいみたいな、そういう御意見もありました。それに関しては、水産機構の方から、今後調査を拡大していくということで、部会と本委員会においてもそのような御説明があったこととなっております。検討会議で頂いた御指摘に関して着実にやっていくということを進めているというふうな理解でおります。

また、その取りまとめのときに大きなお話があった、一つ御意見があったんですけれども、これは先ほど委員の方からも御説明があったように、トラフグの漁獲量制限、TAC導入した後の量がかなり減ってしまうので経営に関する点が心配であるということで、支援策をとってお話もございました。

それに関しまして、我々として、トラフグという資源に関してどのような検討が可能かというところは、九州漁業調整事務所の方でいろんな漁業者の方々と経営上のデータなり、そういったものを頂きながら、具体的に何ができるのかというところを検討させていただいているところという認識でございます。

それに関しては、トラフグ資源も、ほかの資源も、ほかとの並びを取りながらも、どういう効果が、どのような支援が可能かというところは、引き続き皆様と議論を続けていきたいというふうには考えております。

説明は以上となります。

○田中会長 説明ありがとうございました。

それでは、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

ちょっと私の方から。資源管理手法検討部会で整理された論点とありますけれども、これを見てもものすごく遊漁のことがいっぱい書いてあるんですが、トラフグってそんなに遊漁で獲られているんですか。

○番浦課長補佐 漁業者の方からは、遊漁で獲っている事例があるという話をされた方がいらっしゃってまして、ただ、総量がどれぐらいかというところの具体的なデータはございません。

○田中会長 それは関係する全県ということ。

○番浦課長補佐 すみません、どこの県から具体的にあったのかというのは、また精査を。

○田中会長 意外だったので。獲っても、調理免許がなければさばけないじゃないですか。人には出せないけれども。

どうぞ。

○平井主任研究員 資源研の平井です。少し補足させていただきます。

日本海・東シナ海・瀬戸内海系群に関しましては、遊漁の影響はあまりないというふうには考えております。遊漁船が操業される海域、具体的にはあるんですけれども、例えば近隣のトラフグを扱う市場さんの方に遊漁船も水揚げをされて、水揚げされた情報という形で私たちの方は評価にデータ提供いただいていますので、この資源評価の結果の中には、その地区の遊漁船の水揚げ物の結果も含まれております。

ほかの海域で、近年、遊漁船のことが懸念されているという海域はこの系群の中であったんですけれども、御発言された方が実際にはトラフグは操業されていない方だったので、もう一度確認いただきましたら、トラフグに関しては大きくはなさそうだと。ほかの釣りをされていて、トラフグばかりが釣れるわけではないので、そういうときにほかの魚種には影響はあるんじゃないかということがあるというふうには伺っております。

○田中会長 ありがとうございました。毎年、フグを食べて亡くなられる方が何人かいますけれども。笑っちゃいけない。ありがとうございました。

ほかに。よろしいですか。

それでは、トラフグについてはこれで終わりにさせていただきたいと思います。

次は、議題4の3、日本海沖合におけるベニズワイガニについてです。

まずは、先ほどと同様に、資源評価結果について、水産研究・教育機構水産資源研究所から御説明いただき、続いて資源管理の取組内容について事務局より説明をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、水産資源研究所の木所副部長にベニズワイガニ日本海系群の資源評価結果について御説明いただきます。

○木所副部長 それでは、ベニズワイガニ日本海系群につきまして紹介させていただきます。

資料は資料番号4-3-1、この資料を基に説明させていただきます。

まず、上の図、①の方ですけれども、ベニズワイガニにつきましては、大臣許可水域と知事許可水域の2つの海域に分けて評価を行うとともに、管理方策の提案、そういったものを行っているということになります。

その図2の方に漁獲量の推移とありますけれども、大臣許可水域では、青い棒グラフですけれども、このように減少傾向がずっと続いている。一方、知事許可水域ですと、ほぼ横ばいで推移しているという、そういった形になっております。

ベニズワイガニにつきましては、資源量が推定することが今のところできておりませんので、資源量の指標値、それをまとめて資源評価を行っているということになります。

資源の指標値なんですけれども、①のスライドの図3、こちらに知事許可水域と大臣許可水域2つに分けて資源の指標値の推移を示させていただいております。資源の指標値なんですけれども、これは漁船のC P U Eに漁場や漁期などの影響を取り除いた、いわゆる標準化C P U E、それを基に変化を把握しているということになります。

大臣許可水域につきましては青い変化で示しておりますけれども、このように多くなったり、少なくなったりと。近年ですと、2010年からちょっと減少傾向にありますけれども、ここ3年ぐらいは増加していると、そういった状況になっています。

一方で、知事許可水域の方、だいたい色、茶色ですか、で示しておりますけれども、こちらの方はおおむね増加傾向でずっと増加しているよという、そういった状況で変化しているということになります。

では次、資源評価ということで、次に②のスライドの方、下の図ですね、行きます。

ベニズワイガニの、まず最初に大臣許可水域ですけれども、先ほど紹介した資源量指標値の変化、それを基に評価するわけなんですけれども、ここでは図4を見ていただきますと、変化のところに20%、40%、60%と書いてあると思うんですけれども、過去の資源量

の変化をこのような%水準で表して、それで今どういった状況にあるかというのをこちらの方で判断しているということになります。

この方法を基にすると、現在2022年の資源の指数というのは50.6%水準ということで、大体過去の平均的な水準であろうと、そんなふうに判断しているということになります。

こういった資源状況を基に、これがどういった状況にあって、さらにどのような漁獲の管理の提案ができるかということで、次の図5になります。

先ほど紹介しました%水準、これを基に私たちの方では80%水準、これを目標として80%水準よりも多ければ、過去5年の平均漁獲量よりももっと獲っていいと。ただ、それよりも下回った場合は、過去5年の平均よりもちょっと抑えた方がいいんじゃないかという、そういった提案を行っているということになります。

先ほど紹介しましたとおり、大臣許可水域では50.6%ということですので、その水準ですと、そこにありますとおり、図5の赤丸のように0.85ぐらいに、85%ぐらいに漁獲量を抑えた方がいいんじゃないかという、そういったような提案になるということになります。

次のページの③の方をお願いします。

そのようなことで、85%に抑えたらどういった提案になるかといいますと、直近5年間の平均漁獲量が4,894トンですので、それに85%しなきゃいけないということで、大臣許可水域につきましては、もうちょっと目標水準に達成させるためには4,200トンぐらいに抑える必要があるだろうと、そんなふうに判断しているということになります。

では次に、このページの下④のスライドですけれども、次に知事許可水域について紹介します。

知事許可水域につきましては、先ほど紹介しましたとおり増加傾向にある、ずっと増加しているような変化を示しているわけですけれども、先ほど言った%水準で見ると87.8%水準に相当するというふうに判断されます。そういうことから、研究所の方の提案では80%以上ということで、近年5年間の平均漁獲量よりももっと獲っていいんじゃないかと。ここでいうと赤丸のところですので、1.04、104%ぐらい獲っていいんじゃないかという、そういった判断となっております。

次のページをお願いします。

⑤でありますけれども、近年5年平均の漁獲量が5,969トンですので、それに目標水準を上回っているということで、知事許可水域につきましては、それよりもやや多い6,200トンぐらい獲ってもいいんじゃないかと、そういったような提案をさせていただいている

ということになります。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、何かただいまの説明について御質問等ございますでしょうか。

これも昨年御報告いただいたものでしたっけ、ベニズワイガニについては。

○木所副部長 はい、昨年度、昨年……

○田中会長 昨年度。いや、ちょっと私、混乱していて、この委員会でないところでも、この話聞いているので、この委員会で初めてかどうかというのをちょっと確認したかったんです。

○木所副部長 その辺、事務局の方でお願いできればと思いますが。

○田中会長 分かりました。ありがとうございます。去年もやっている。失礼しました。そんなに大幅には変わっていないということですね。方法は一緒ということだと思いますけれども、やっぱり沿岸の方が漁獲の圧力が低いなど。資源も増加傾向だし。CPU Eか。そういうのが出ていますので。

よろしいですか。

特段、御質問ないということで、続きまして、資料4-3-2、日本海沖合ベニズワイガニ広域資源管理の取組について、事務局より説明よろしくお願いたします。

○木村課長 説明させていただきます。境港漁業調整事務所の木村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

資料4-3-2で御説明させていただきます。

1 ページ目の日本海ベニズワイガニ漁業の概要についてですけれども、ここでは大臣許可漁業についてお話しさせていただきます。

こちらの漁業につきましては、地図の中で青、緑、赤で示しております大和堆、新隠岐堆、隠岐西方などの沖合漁場の水深800メートルより深い海域で、かに籠を用いて行われている漁業であります。操業期間は、9月から翌年6月末までの10か月間が基本となっております。

次、(2)の資源管理の方向性でございます。

資源管理は、操業区域や操業期間、船舶別の年間の漁獲上限、いわゆるIQによる公的規制に加えて、漁業者による保護区の設定、漁具の規制、小型ガニの保護などの自主的な取組を組み合わせるとい形になっております。具体的な取組については

後のページで御説明させていただきます。

次のページをめくってください。

(3) 関係者による連携を図るための体制ということで、境港ベニズワイガニ産業三者協議会というものを行っております。こちらの協議会は、平成17年から始まっており、境港のベニズワイガニ産業に関係する漁業者、加工仲買、卸売関係者の三者で構成されている会議でございます。これに行政、研究機関を加えて協議会を開催しております。資源管理措置の取組を情報共有していこうという形で開催しているものでございます。

この協議会でどのようなことをしているのかというのが、次のページの(4)の1) 広域資源管理に係る会議の開催実績の部分になります。

先ほど申しましたとおり、平成17年から開催されており、毎年9月の漁期開始前に開催しております。今年度は7月31日に開催しております。

協議会の内容としては、ベニズワイガニの水揚げ結果や、ベニズワイガニの流通の動向の情報共有ですとか、資源動向について、資源調査の結果等について研究機関から説明してもらうこと、当年漁期のIQ設定についてなど説明し、参加者で意見交換や現状の共有を行っております。

続いて、2)の資源管理措置の取組状況ですが、こちらについては公的なものと自主的なものがございます。

片仮名のアで示しておりますのが公的なものになります。法令等で定められたもので、操業区域や操業期間の制限、雌ガニの採捕禁止、9センチ以下の雄ガニの採捕禁止などの制限がございます。

また、小型のベニズワイガニを漁獲しないように、籠の側面に内径9.5センチの円形脱出口を設置するという制限がございます。

漁獲量の制限としては、昨年9月から今年6月までの令和5年漁期の漁獲量全体を5,930トンに設定し、各船ごとにIQ配分をして漁獲量の上限を設定しております。

次に、片仮名のイに示しております自主的管理ですけれども、公的管理では水深800メートルより浅い水域を操業禁止としておりますが、自主管理では小型ガニが多く生息する深い水深1,700メートル以深を操業禁止としております。

漁具の規制としては、漁具の連数、籠数を規制し、休漁期間中はカニが間違っ入っても逃げられるよう、設置している籠の網裾を開放しております。

小型ガニの保護については、籠を敷設した後、小型ガニが逃げる時間を確保するという

ことで3日以上の浸漬をするようにしております。

これらの公的、自主的管理措置の内容については昨年から変更はございません。

欄外になりますけれども、これらの自主的管理措置については、海洋水産資源開発促進法に基づく日本海ベニズワイガニ資源管理協定として制定されておりました。これについては、昨年7月までが期間となっておりましたので、それについては更新して令和9年までの措置が継続されることとなっております。

あと、資源管理計画については、漁業法に基づく資源管理協定への移行について、今年度中に移行するという関係者と協議中でございます。

簡単ですが、以上でベニズワイガニの広域資源管理についての説明を終わらせていただきます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問等、御意見等あれば承ります。

この内容についても既に関係者と話をした上での結果ですよね、ここに書かれているとおり。

ということで、よろしいですか。

特段、御意見ないということで、十分審議は尽くされたということだと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして次の議題、4の4、日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシについてです。

当議題につきまして、まずは資源評価結果について、水産資源研究所から御説明いただき、続いて資源管理の内容については事務局より説明を頂きます。

それでは、水産資源研究所の大下副部長より、日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシの資源評価について御説明いただきます。よろしく申し上げます。

○大下副部長 水産資源研究所浮魚資源部の大下でございます。

資料の4-4-1を御覧ください。

魚種が3魚種ございますので、やや駆け足で御説明をさせていただきます。もし、分からない点がございましたら、御質問いただければというふうに思います。

図の2を御覧ください。

当資源は、日本と韓国、両方を合わせた漁獲量若しくはデータを使って資源評価をさせていただいております。近年、韓国の漁獲量がやや増加しておりまして、オレンジ色の韓

国の漁獲量がやや目立ってきたなというのが図の2から分かっていただけたと思います。漁獲量自体は安定しているか、やや下がってきているような現象になっております。

図の3、右側の図を御覧ください。

これは、年齢別漁獲尾数と呼ばれる、年齢ごとに何尾漁獲をされたのかということを示したグラフになります。青色がゼロ歳魚、オレンジ色が1歳魚になります。本系群は漁業者の皆様の御協力に基づき、ゼロ歳魚の漁獲をなるべく抑えましょうというような努力をされております。近年、青色のゼロ歳魚の漁獲尾数がやや減っているというのは、その成果の現れかなというふうに考えております。

その次のスライドをお願いいたします。

このスライドは、計算された資源量などを示したものになります。

向かって左側が資源量、親魚量、加入量になります。灰色が、我々が特に注目している親魚量になります。近年やや増加傾向にあるというのが、この図グラフから見ていただけたと思います。一方で、青色、これはゼロ歳魚の尾数になるんですが、ゼロ歳魚の尾数はやや下がっているというところが、やや気掛かりなところがございます。全体的な資源量はオレンジ色に示しているとおおり、近年上がっているというのがこの図から見ていただけたかなというふうに思います。

その次のスライドをお願いいたします。

このスライドは再生産関係を示したものでございます。

横軸に親魚の量、縦軸にゼロ歳魚の加入尾数を取っております。先ほど申し上げたとおり、親魚の量は順調に増加しており、過去最高に近い値、2022というところの数字に近い点が最新の資源評価の結果でございます。

親魚の量はかなり多いんですけれども、近年、まだまだ予測の範囲内ではございますけれども、加入量がやや少ない現象が続いているというところが本系群のやや気掛かりなところかなというふうに思っております。

その次のスライドをお願いいたします。

神戸プロットを示した図になります。

神戸プロットで見ても、漁獲圧は十分に低い、なおかつ親魚の量も多いということで緑の位置にあります。昨年から引き続き緑の位置にあるということで、資源状態は良いというふうに判断をさせていただいております。

その次のスライドをお願いいたします。

将来予測の図になります。

将来予測で、左側が親魚量、右側が将来の漁獲量で、青色が現状の漁獲圧に基づく将来予測、赤色が漁獲管理規則に基づく将来予測になります。

現状のFが、漁獲圧が十分に低いということから、現状の漁獲圧で続けると親魚量はもう少し増えるだろうというふうに予測をしております。一方で、漁獲量自体はやや低めに出るというような感じになっております。漁獲管理規則に基づくと、MSY近傍で推移をして、もう少し将来的には漁獲量としては増えるというような予測になっております。

次のスライドをお願いいたします。

それらのグラフを値にしたものが、この表になります。上側が平均の親魚量、下側が平均の漁獲量になります。本系群では、既にステークホルダー会議で β が0.95で資源管理をしましょうという合意が成されておりますので、赤色の枠で囲ったところが合意の内容での数値になります。

現状でも、目標管理基準を上回っている本資源でございますけれども、0.95でいっても2031年には57%の確率で目標管理基準値25万4,000トンを上回るだろうというような形に、将来予測としては平均値として計算をされております。2024年のABCは、ちなみに15万7,000トンですというような計算結果になっております。

続きまして、マサバの説明に行きたいと思えます。

その次のスライドをお願いいたします。

マサバに関しても、日本と韓国、合わせた形での資源評価の結果になっております。

図の2に漁獲量を示しております。

本系群は、日本と韓国がほぼ等しい割合で近年漁獲をしており、2000年以降はかなり安定した漁獲量をあげているというふうに考えております。

右側の図の3、年齢別漁獲尾数を見ると、ゼロ歳魚、1歳魚、青色とオレンジ色が目立つということを見ていただけるかなというふうに思っております。

その次のスライドをお願いいたします。

計算された結果でございます。

先ほどのマアジと一緒に、灰色が親魚の量、オレンジ色が資源量、青色が加入量を示しており、2000年以降はかなり安定的に推移をしているような印象を受けます。ただし、やや親魚量が近年少しずつ上向いているのかなというようにこの図から見ていただけるような気はいたします。

右側は年齢別資源尾数でございまして、ゼロ歳魚と1歳魚が多い。もう少し親魚量が多くなってくると、もう少し安定的にかなり多くの漁獲が見込めるというふうに考えております。

その次のスライドをお願いいたします。

再生産関係を示したものでございます。

ちょっとごちゃっとして、かなり見にくくて申し訳ないですけれども、2022という字がごちゃっとした中の真ん中辺りにあります。ほぼ予測どおりの再生産関係の位置にあるというふうに思っておりますが、もう少し親魚量が増えてくると安定的な加入が見込めるというふうに考えております。

その次のスライドをお願いいたします。

神戸プロットを示したものでございます。

2010年代に神戸プロットで見ると、やや漁獲圧が高い状態が続いており、資源もそんなに良くない状態が続いていたんですけれども、近年、ここ四、五年でございましてけれども、漁獲圧がやや下がってきており、親魚量も限界管理基準値をやや離れて上振れし始めているというような現象が見られているというふうに考えております。

その次をお願いします。

将来予測の図でございまして。

現状では、オレンジ色で示した限界管理基準値は上回っているんですが、目標管理基準値は下回っているというふうに考えております。これを何とか目標管理基準値まで持って行って、安定的に漁業者の皆様に漁獲をしていただきたいというような提案をさせていただいております。

現状の漁獲圧で獲ると、目標管理基準値はちょっと届かないというふうに考えており、もう少し下げただいて、 β が0.95ぐらいでいくと、2030年ぐらいにはかなり親魚量も増えているんじゃないかというような感じで考えております。

その次のスライドをお願いします。

それらを値にしたものが⑥のスライドになります。

マサバについても、今から約5年ぐらい前にステークホルダー会議で合意をされたように、 β が0.95で漁獲をしましょうということが合意をされておりますので、その0.95のところには赤い枠を示しております。

現状では、目標管理基準値には達していないんですけれども、 β 0.95で何とか日韓とも

獲っていただければ、このまま順調に増えていくのだろうというふうに考えており、2030年での目標管理基準値の達成率は57%程度というふうに考えております。

ちなみに、下の要約表に書いているとおり、2024年のABCは24万1,000トンになっております。

ただ、この資源はちょっと複雑でございまして、これは暦年計算、1月から12月の計算であって、漁期年計算、TACの根拠となる計算では7月から翌年6月のABCとなり、これは別途計算の結果、26万8,000トンというふうに書いていることに御注意をください。

最後に、マイワシの説明にまいります。

その次のスライドをお願いいたします。

これも図の2を示しております。

本資源は、日韓込みではなくて、日本だけの数値になっております。日本の方が圧倒的に漁獲量が多いということから、韓国は除いて日本の漁獲量のみで資源評価をしているということでございます。1980年代に多かった資源が一旦下がり、やや増えてきているということが見えてきているなというふうに思います。

右側の図の3が、年齢別漁獲尾数の図でございまして、2015年ぐらいからやや多くなってきており、なおかつ灰色とか黄色、2歳魚、3歳魚の割合がやや多くなってきているということが特徴かなというふうに思っております。順調に漁獲も伸びておりますし、大型の魚も増えていると。

なぜ、もっと漁獲はないのかと言われると、TACがかなり少なくて、漁業者の皆さんが本当に苦労されて管理をしていただいているということがこの図で出ていると。多分、もっと本気を出せば、この倍とか獲っているんだろうとは思いますが、TACを遵守していただいているというところが、このグラフのみそかなというふうに思っております。

その次のスライドをお願いいたします。

CPUの図とか資源尾数などの図を示しております。

本系群では、島根、石川などのまき網のCPU、若しくはオレンジ色の産卵量の図を示しており、2015年ぐらいからかなり増え始めているということが分かっていたかなというふうに思っております。

右側は資源量になっており、ちょうどTACの管理を開始した辺りから急速に資源量が増加しているというところが、個人的にはすごく面白いなというふうに思っております。

漁獲量が伸びないのは、資源量は増えているんですけども、TACが厳しめに出ているからというところは、また改めて御説明をしたいと思います。

その次のスライドをお願いいたします。

再生産関係になります。

マイワシは、マアジ、マサバとちょっと異なっており、急激に増加する青色の再生産関係と、赤色の通常加入期と呼ばれるものがあり、まだ通常加入期かなというふうな判断をさせていただいております。この下で、目標管理基準値は109万3,000トンということがここに示されております。

その次のスライドをお願いいたします。

これも神戸プロットになります。

神戸プロットを見ていただいて、右上に拡大したものがあるんですけども、まだまだ資源量としては少ないんですが、漁獲圧はかなり下がっているということがこの図から見ていただけるかなというふうに思いますし、急速に親魚量が増えているということもこの図から見ていただけるのかなというふうに思っております。

管理開始の予想では、2023年か2024年辺りには限界管理基準値を超えるというふうに思っておりましたが、ほぼ想像どおり、2023年ぐらいにはほぼ100%限界管理基準値を超えてくるだろうというふうに考えております。

その次のスライドをお願いいたします。

将来予測の図でございます。

現状で、資源量は十分しっかりと増えているということは確認をされております。また、漁業者の皆様と一緒に管理をすることによって、更に漁獲量が増え、資源量も増えてくるだろうというふうに考えており、順調にいけば、2030年ぐらいには目標管理基準値を到達するのではないかと考えております。

その次のスライドをお願いいたします。

それを数字にしたものが、この表になります。

上側が親魚量、下側が漁獲量になり、本系群もステークホルダー会議で合意をされた、 β が0.75という形で合意をされておりますので、そこに赤枠で示しているということでございます。この基準でいくと、2023年にはもう既に100%の確率で限界管理基準値を超えており、目標管理基準値も66%と、かなり高い値で達成をできるのではないかと考えているところでございます。

ちなみに、2024年のABCは22万2,000トンというふうに研究機関会議では計算されて、公表されているということでございます。

以上で、駆け足でございますけれども、3種の説明になります。

○田中会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等あれば承ります。

どうぞ。

○岩田委員 御説明ありがとうございました。

山陰旋網の岩田と申します。旋網の立場で少しだけコメントをさせていただきます。

この3資源とも良い資源状態です。マアジはもう既にMSY水準に到達しました。サバ類もマイワシも増えつつあるということで良い状態です。しかし境港の現状は、実はこの直近で漁獲水揚げ制限を行っています。資源が増えても漁獲を制限せざるを得ないという実態があります。

何がネックになっているかというと、陸上の方の処理能力（冷凍保管能力不足）の問題で水揚げを制限しているという現実があります。資源が増えてくることはとても良くて、これが年間レベルで平準化して獲れば、これは万々歳ですが、そうはいかなくて、シーズンのピークにまとまって集中的に揚がるわけですね。

そうすると、盛漁期に制限をせざるを得ないというふうになっています。これは資源管理だけでは解決しないだろうと思いますけれども、行政の皆さんと一緒に資源管理をして魚が増えてくる非常に良い状態になりつつあるけれども、そのときにバックのインフラとバランスの取れたサプライチェーンにネックがない状態にしていかなければならない。

この辺が、冒頭、魚谷部長がおっしゃった成長産業化と関連してきますが、漁獲能力は十分あるので魚が増えてくれば獲れるけれども、バックがしっかりしてこないと漁獲制限せざるを得ない。こんな局面があるということのを是非踏まえて、漁港整備の一環としてのインフラ整備、この辺まで是非行政から目配せをお願いしたいと思います。

ということでよろしく申し上げます。

○田中会長 貴重な御意見ありがとうございました。

今の点は研究にも関わる問題で、獲り控えしているとするとCPUが低めに出ちゃうので、そうすると資源量が少なめに出ちゃうという研究面への課題と、もう一つは行政のインフラ整備の問題もあるんですけれども、今、温暖化もあって、日本中で今まで獲れなかった魚が獲れて、それを加工したり処理する施設が獲れた地域になくて、例えばタラが

大量に獲れたけれども、全く売れないで何十円、マダラがですよ、びっくりするような値段で取引されたりするような事態が発生して、もうちょっと流通も含めた整備が必要なんじゃないかな。

地元だけでは、やっぱり処理し切れないという問題が今発生しているんだと思うんですが、それについて水産庁の方としては、何か取組は。これから考えると。そういう要望があるということ承ったということだそうですが、よろしいでしょうか。

ほかに。よろしいですか。

それでは、資料の4-4-2、日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針に基づく令和5年度を取組状況について、事務局より説明よろしくお願いたします。

○渡邊課長 九州漁業調整事務所の渡邊と申します。よろしくお願いたします。

それでは、日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針に基づく令和5年度を取組状況について御説明いたします。

19ページの資料4-4-2を御覧ください。

今年度を取組状況についてでございますけれども、この取組を行っております漁業種類、漁業団体、漁獲努力量の削減措置につきましては、従来からの変更はございません。

大中型まき網漁業、中型まき網漁業などにおきましては、休漁ですとか漁獲量の期間上限の設定、小型魚を主とする漁獲があった場合の漁場移動というような内容の制限が実施されております。

そして、この資料には、すみません、間に合わずに記載されておられませんけれども、山陰旋網漁業協同組合では、令和6年の2月6日の夜間から2月12日夜間までの間、アジ、サバ、イワシの1日1か統当たりの漁獲量上限を100トンにするというような制限も実施されているところです。

次に、資料の一番下にあります2の保護措置についてですけれども、前年と同様に、五島西方沖地区と隠岐海峡地区のマウンド礁の周辺での操業自粛の取組が行われております。

このような資源管理の検討が、まき網業界では様々な会議において行われておりますけれども、これらの自主的な資源管理について関係者で話し合いを行う広域資源検討会議につきましては、会議の日程の都合上、本年1月にメールによる書面開催というような形にさせていただきます。

続きまして、1ページめくっていただきまして、20ページ、広域資源管理方針の概要とな

ります。

広域資源管理方針の概要につきましては、取組目標や講じる措置等に変更はございません。

今年度から管理方針を5年更新としておりますので、これまでの文章のみの説明に加えて、表を入れた方針の概要を作成させていただき、次の21ページに載せておりますので、御参考まで御覧いただければというふうに思います。

簡単ですが説明は以上です。

○田中会長 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。例年どおり管理に取り組んでいるということで理解しましたが。

よろしいですか。

引き続き、それでは、資源管理方針に基づいて管理をしていただければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、これで議題の4を閉じさせていただきまして、次はその他に移ります。

議題の5、その他の①TAC業者拡大に向けた検討状況について、事務局より説明よろしくをお願いいたします。

○永田資源管理推進室長 資源管理推進室長の永田です。よろしくをお願いいたします。

TAC魚種拡大に向けた検討状況につきましては、昨年12月に会議の開催はせずに、資料をお送りさせていただいて御報告ということをしていただいたものと、ほぼこの資料5-1、同じ内容になっております。

1ページ目の表が、それ以降、2月現在まで更新されているという内容のものでございます。こちらは、新たな資源管理の推進に向けたロードマップ、またTAC魚種拡大に向けたスケジュールの中で、新たなTAC管理対象候補とされている水産資源ごとの現段階での検討の進捗状況を表にして整理したものでございます。

皆さん御存知のことかと思いますが、TAC魚種拡大に向けた検討は、資源評価結果が公表された後に、まず水産政策審議会資源管理分科会の下に設置されました資源管理手法検討部会におきまして、論点や意見を整理した上で資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合を開催いたしまして、MSYベースの資源管理目標や、それを達成するための漁獲シナリオ等の議論を行うということとあわせて、新たにTAC管理を行うに当たっての課題の解決についても議論をするという形で進めているところでございま

す。

この広調委で御報告したのが、前回は令和4年12月の第41回の広調委でしたので、それ以降となりますと、この表の中でいいますと、資源管理手法検討部会は第9回から第17回まで計9回開催いたしまして、18の資源を対象として御議論いただきまして、論点及び意見を整理いたしました。

その取りまとめの内容は、この資料の後ろにも付けておりますし、既に水産庁のウェブサイトでも公表しているものでございます。今日、一つ一つ内容を説明する時間はございませんので、資料を御覧になっていただければと思います。

また、ステークホルダー会合につきましては、10の資源につきましては延べ14回開催をしてきております。その結果、本日会議冒頭の部長の御挨拶でも申し上げましたとおり、カタクチイワシ対馬暖流系群、ウルメイワシ対馬暖流系群につきましては、本年1月からTAC管理が開始され、またマダラ本州太平洋北部系群、マダラ本州日本海北部系群につきましては、本年7月からのTAC管理開始に向けて今準備を進めているというところでございます。

こうした議論の中で、先ほど中島委員からも激変緩和の話、また、現場での意見交換ということがございましたけれども、こちらに書いてある会議以外でも、関係する都道府県と相談しながら、いわゆる浜回りという形で現場での説明、意見交換もさせていただいているところでございますし、こうした議論の中で目標につきまして、漁業の実態等を踏まえた暫定的な目標、もちろん資源管理の目標なので資源管理の影響のない範囲ではございますが、そういった暫定的な目標の設定ですとか、あるいはTAC管理導入当初の運用について、まずは漁獲報告の体制確立から始めて、段階的に進めていくというステップアップ管理の考え方についても提案させていただいているところでございます。

激変緩和という面では、シナリオの中でABCの変動を一定程度に抑えるようなシナリオということも検討されている資源もあつたりいたしますので、そういったいろいろな御意見いただきながら、現場の皆さんの御理解いただいて進めていきたいと思っております。

ちなみに、この日本海・九州西広域漁業調整委員会において、その資源管理の取組等について御報告、議論いただいている資源に関しましては、アカガレイ日本海系群、ベニズワイガニ日本海系群、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、こちらにつきましては資源管理手法検討部会での意見、論点の取りまとめまでは終えておりまして、今後ステー

クホルダー会合に向けた準備を進めるというような段階になっているというところがございます。

また、今後の予定といたしましては、表の赤い字のところ、今後開催と書いてあるところは、具体的な次回会合のスケジュールが未定のものでございますが、幾つか具体的な日付が入っているものがございます。マダイ日本海西部・東シナ海系群につきましては3月5日に第2回のステークホルダー会合を予定しております。また、マダラ北海道太平洋及び北海道日本海の第2回、ブリの第2回につきましても3月中旬の開催を予定しているというところがございます。

以上、簡単でございますが御報告いたします。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等あれば承りますが、いかがでしょうか。

これで目標の何割ぐらいというか、漁獲量でいうと8割ぐらいを目標にしていたんじゃないかなかったですか。

○永田資源管理推進室長 目標としては8割、漁獲量ベースで8割というところがございますが、今年の1月から始まったウルメイワシ、カタクチイワシの対馬暖流系群、ここまですべてベースでいうと65%というところですよ。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

特段なければ、次のその他に移りたいと思いますがよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、その他の②令和6年度資源管理関係予算について、事務局より説明よろしくお願いたします。

○永田資源管理推進室長 こちらも資源管理推進室長の永田から御説明いたします。

資料の5-2を御覧ください。

令和6年度予算につきましては、昨年末に政府として予算案を決定いたしまして、今正に国会で審議の対象となっているところがございますが、この資料、その予算案の内容となります。

1ページ目のタイトルに令和6年度水産関係予算の主要事項とありますがけれども、こちらは8ページまでが水産関係予算の主要事項について、項目ごとに金額と内容を簡潔にまとめた資料となっております。

このうち、資源管理に関係するものにつきまして、簡単に御説明させていただきます。

最初に、1 ページ目の上の方に四角囲みの1で、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施というところがございます。

資源関係の予算の大半がこの項目に含まれるということになりますが、この中でも特に関係の深いものとしたしまして、①の漁業経営安定対策の着実な実施、それから②の資源調査・評価の充実と新たな資源管理の着実な推進という項目がございます。

順番が前後してしまいますが、まず②について御説明いたします。

②の資源調査・評価の充実と新たな資源管理の着実な推進ということで、予算案では58億円となっております。これは、デジタル庁計上分も含んで58億円となっております。

その下に丸が2つございますが、こちらの内容につきましては、資料をおめくりいただきまして資料の10ページ目になります。横長の絵の入っているところで、水産資源調査・評価推進事業等というものがまずございます。これが1つ目の丸に対応したものでございます。

こちらは、データの収集、それから資源調査、さらに資源評価の拡充、精度向上やその成果の情報提供等による理解の促進を推進するというものでございまして、資源評価の対象魚種、現在192種まで拡大されたところがございますけれども、その評価の推進、あるいは更なる高度化に向けて、また、スルメイカやサンマ等の不漁の要因の解明を進めるためというもので、都道府県の研究機関等との連携、協力した調査船調査、あるいは漁業者の皆さんに協力を頂いて、漁船を活用したデータ収集、調査、さらには市場調査というような内容で51億8,300万というような金額になっているものでございます。

次のページが、新たな資源管理システム構築促進事業とございます。こちらが先ほどの丸の2つ目に対応したものでございます。

新漁業法の下でTAC管理等を円滑に推進するために、例えば定置網漁業などにおける選択的漁獲等のための技術開発の推進、TACやIQの導入に向けた漁業者の取組支援、資源管理協定の履行確認及び取組の検証のため及び遊漁については実態把握や資源管理のための指導等の実施のためといった取組を、それぞれ支援することといたしております。

このほか、国際資源につきましても、漁獲物の合法的な水揚げの確保について管理体制の構築も推進することとしておりまして、概算決定額は5億3,200万円。さらに、これとは別にデジタル庁計上分として1億2,500万円というふうになっております。

1 ページ目の主要事項のところにお戻りください。

主要事項の資料の3ページ目を御覧ください。

上に四角囲みの3番とあります。増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現という項目です。

この①に水産業のスマート化の推進というものがあります。こちらにつきましては、もう少し詳しい資料が資料の12ページ目、横長の資料になってからの4枚目になります。スマート水産業推進事業というものがございます。

こちらは、漁獲情報収集体制の強化等に関する予算でございまして、TAC業者の拡大等にも対応するシステム改修のほか、システム連携等に向けた調査等も推進するとしておりまして、デジタル庁計上予算、さらには令和5年度の補正予算も活用しながら実施していくこととしているものです。

同じく、主要事項の四角囲みの3には、すみません、資料が行ったり来たりで申し訳ないんですけども、4ページ目、⑥というのがございまして、内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策というものが14億円という金額を記載してございます。

この項目には、広域種等の資源回復に向けた種苗生産・放流に関し、資源造成効果の検証の支援、キンメダイ等の種苗生産・放流技術の開発、また資源評価の制度向上に資する標識応用技術の開発を行うものが含まれておりまして、新たな資源管理の導入において関係性が高いものということで、ここについても御説明させていただきました。もう少し詳しい資料は13ページ目でございますので、後ほど見ていただければと思います。

最後になりますが、1ページ目にお戻りいただいて、四角囲み1の①漁業経営安定対策の着実な実施がございます。こちらは、皆さん十分御承知かと思っておりますけれども、資源管理に取り組む漁業者を対象に漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策、いわゆる「積立ぷらす」の実施ということで、令和6年度の予算案としては202億円となっております。これにつきましては、令和5年度の補正予算としても225億円措置されておりました。合わせると大きな金額となっております。

簡単でございますが説明は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等あれば承ります。

波積委員、どうぞ。

○波積委員 資源管理に関して、漁業者の方、行政、資源研究機関の方の非常に真摯な取組、大変勉強になりました。ありがとうございます。

それで、このような取組を消費者の方には是非知ってもらふことというのはとても大事な
ことなんじゃないかなと思うところなんですけれども、5ページのところで、持続可能な
漁業、養殖業の認証等ということで、輸出の強化ということであるんですが、こういう持
続可能な漁業に値すると思うんですけれども、例えば、こういう認証制度に関して推進を
するという事は、国内の消費者の方に向けての話になるのかなと思うんですけれども、
そういう消費者の方に向けての情報発信とか共有とか、そういうことに関して、予算の面
だけじゃなくてもいいんですが、今後のお考えみたいなのを聞かせていただければと思い
ます。

○田中会長 水産庁の方から。

○永田資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

今、御指摘いただいた5ページ目の予算は輸出力の強化ということで、主にこういった
認証を輸出する際に外国の市場で求められるということもございまして、この項目に入っ
ておりますが、もちろん国内においても消費者の関心が高まっている部分でありますので、
そういった取組を進めていくということは大事なことと思っております。

また、この認証に限らず、資源管理の取組を積極的に情報発信していくということは非
常に大事だと思っております。直接、消費者さんにどううまく伝えるかというのはあり
ますけれども、我々のまずやろうとしていることとしましては、自主的な資源管理の取組
について、漁業法に基づく資源管理協定という形で、それを大臣なり知事が認定するとい
うことをこれから進めていくところなんですけれども、そういったものについては取組の
内容を公表して、また実施状況、効果の検証といったものも公表していくという形で、ど
ういうことをやっているのかというのは、世の中に見えるような形で進めていきたいと思
っておりますし、また消費者向けのアピールというのも、こうやってというところも、役
所がなかなかそういうところの音頭を取ってというのは慣れていないところであるん
ですけれども、業界、現場の皆さんと協力しながらそういったことも考えていきたいと思
っております。

○田中会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに。

○合瀬委員 オンラインからですけれども、よろしいでしょうか。

○田中会長 ウェブの方、どなた。

○合瀬委員 合瀬と申しますが。

○田中会長 どうぞ。ちょっと、スピークアップしていただけますか。声を大きく。

○合瀬委員 聞こえますか。大丈夫ですか。

○田中会長 もうちょっとぐらい上がると。

○合瀬委員 聞こえておりますでしょうか。大丈夫ですか。

○田中会長 聞こえてはいるんですが、ちょっと小さめなんです。

○合瀬委員 小さいですか。

○田中会長 多分もうちょっと前でしゃべれば。

○合瀬委員 ごめんなさい。ここでいいかな。大丈夫でしょうか。聞こえていますか。

○田中会長 あまり変わらないですけども、静かにしていればこちら聞こえますので、どうぞ。

○合瀬委員 今、最後に見せていただいた漁業経営安定対策の202億円、225億円というところなんですけれども、大丈夫でしょうか。

○田中会長 はい、大丈夫です。

○合瀬委員 昨今、なかなか水産物の水揚げが減っているという中で、漁業収入の安定対策にこれだけのお金を積んであるということではあると思うんですが、これは規模感で足りているのか、足りていないのか。補正で225億、つまり当初予算以上に積んであるということは、多分これは足りていないんだろうなという印象を受けるのですが、現在の状況と、それからもし補正で225億、多分しばらく続くんだろうと思うんですが、今後の見通しを説明していただけますでしょうか。

○田中会長 これはどなたが。これは直接、管理課の担当ではないので。

○永田資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

直接この事業の担当ではないので、実際、この予算の収支というか状況がどうなっているかというところまで分からないんですが、基本的にこの予算は、毎年毎年この額が漁業者に支払われているということでは必ずしもなくて、積立金として基金に積むという金額なので、毎年この金額そのものが支出されているかというところ、そうではないというところではございます。

ただ、御指摘のとおり、補正で補正予算も使ってそこを積んでいく必要があるということとは昨今のいろいろな魚種の不漁も見られているということからすると、ここの支出の額というのは増えてきているということかと思いますが、すみません、詳細に毎年どのぐらいがここから支出されているというところまでは承知しておりません。申し訳ありません。

○合瀬委員 漁業経営安定対策、ここにも書いてあるように、計画的に資源管理に取り組む漁業者のための措置でありますので、この額が足りないということになると、本当に資源管理にきちんと取り組んでくれるのかどうかという担保もなくなります。このところは十分にやらなきゃいけないとは思いますが、その分の、毎年毎年当初が足りずに、補正で当初以上のものを積み立てざるを得なくなるというふうな状況であるなら、この辺のところを考えなきゃいけないのかなという感じがしました。

ということであります。以上です。

○田中会長 ありがとうございます。担当課に伝えておくということにしたいと思いません。

ほかございますでしょうか。

では、私の方から1点。

先ほど、岩田委員が言われたことなんですけれども、加工場が足りないという、ミスマッチという。それに関連するのは、これも管理課と違う話になるんですが、2ページ目の食料安全保障強化うんぬんのところの②の原材料調達安定化というのは、加工業者から見た材料の安定供給という観点で安定的に供給したいということなんですけど、結局、逆に供給する側からもメリットのある話なので、これも担当課の方にミスマッチじゃないですけども、もうちょっと広域で流通するシステムと連携するような仕組みを考えていただくよう示唆していただくと有り難いと思いますけれども。

よろしいでしょうか。

特段ないということなので、この議題はまた閉じさせていただきまして、議題はその他のその他なんですけれども、その他のその他のほかに、資料の5-3、沿岸くろまぐる漁業の承認の一斉更新の結果についてというのが添付されておりますが、これにつきましては既に資料で報告済み、令和5年4月の一斉更新の結果となっておりますので、既に資料で報告済みの事項ということで、報告は割愛させていただきたいと思えます。

それから、その他のその他に、もう一つ。

どうぞ、山内委員。

○山内委員 大変申し訳ありません。沿岸くろまぐる漁業の一斉更新というのは、太平洋広域漁業調整委員会が承認している承認証、この承認証について少しばかり情報提供と要望を1つ申し上げたいと思えます。

実は、沖縄県には1隻だけ知事管理船が、太平洋広調委の承認証を持っている船がおる

んですね。昨年の11月初旬に北海道襟裳岬沖まで出向いて、沖縄県の県知事のクロマグロ枠の残余9.6トンあったわけですが、今年の3月31日までには9.6トンという枠があるわけですが、11月、12月の2か月で、この1隻が6.3トンほどを消化したということが起きて、沖縄県水産課の方も、それから海区漁業調整委員会の方もこの問題を問題視しまして、今年に入って当事者と、その関係漁協と皆さんで話し合っ、説得したようでした。

ただ、太平洋広調委が出す太平洋クロマグロの承認証というのは、東経131度24分73秒から東側でも獲れますよという承認証なんですね。ですから、この船は合法的なんです。違反行為はしていないんですね。

ただ、近年、先ほど申し上げた襟裳岬沖で爆発的なクロマグロの量が発生していますので、しかも水揚げしたら単価が高いと、沖縄の単価は比較にならないほどの値段がするというわけで、彼はわざわざ出向いて獲ってきたということが起きました。

結局のところ、沖縄県の県知事枠は基本枠として147トンほどしかないんですね。第6管理年度においては147.5トンという数量が示されております。もし仮に、彼が合法だからといって、また北海道の漁場に出向いて爆発的に釣れるクロマグロを短期間で、あるいは沖縄県のクロマグロが釣れる時期を待たずにして30トンも40トンも釣る可能性があるんです。

知事管理は、御存じのように4月1日から始まるわけですから、沖縄のクロマグロが釣れる時期というのは大体4月中旬ぐらいなんですね。10日ほどで何トン釣るんだというのは想像もつきませんが、こういった1隻の船がそういう爆発的に釣れる漁場に出向いて、しかも合法で操業ができるという事態は、沖縄県のクロマグロの資源管理の厳格な取組はしているところですが、この取組に支障を来す可能性があるというわけで、1つだけ要望を言わせていただければ、太平洋広調委の承認証は一時的に効力の停止はできないものかと。

若しくは、若しくはというか、これから知事管理の枠も増枠とか年数を掛けていけば増えていこうと思えますけれども、十分な枠が、基本枠が配分されるまでの間は、やはり131度24分73秒以東での操業を停止するというようなことをやっていただければ、沖縄県の漁業者、大変困ることになると思います。是非検討していただきたいなと思っております。

以上です。

○田中会長 貴重な情報ありがとうございます。これは当委員会ではないのですが。

○永田資源管理推進室長 資源管理推進室長です。ありがとうございます。

今、御指摘いただいた件は、沖縄県庁ですとか、沖縄総合事務局の水産の関係者からも聞いておって、そういった問題が生じているということは私どもも承知しております。

今言われた例に限らず、例えばほかの県においても、多くの方が地先で操業する中、遠くへ旅に出て、遠くの漁場で獲ってくるという方がいらっしゃるというのも幾つか事例として聞いております。

広調委の承認は、根拠地のある都道府県を通じて承認の手続をしておりますが、御存知のとおり、操業区域については広調委ということで非常に広い範囲になっておりますし、他方でT A Cの管理が属人的な都道府県での管理になっていて、海面ごとに分けているわけではないという、T A Cの配分が、というところがあって、そのような問題が、そこまで今件数が多いわけではないですけれども、幾つかそういった声が聞こえてきているというところがございます。

クロマグロの漁業の管理をどうしていくかという大きい話の中で整理する必要がある問題だとは思っておりますが、例えば幾つかほかの県の事例で申し上げますと、現在の管理がおかしくならないようにというために、県の知事管理の枠を時期で小分けにするとか、あるいは地元のものとは遠くに行くものということで、海域で分けて管理するとか、そういったことで、あるところで地元の漁期の前に別のところで急に消化されてしまうということがないようなやり方の工夫をされている県もございます。

必ずしも、それが全てのところでできるとは限りませんが、いろいろとどういったことができるかということは県庁とも相談しながら、うまいやり方を考えていきたいと思っております。直接的に広調委の承認で何か制限を掛けるというところまでは、いきなりは難しいのかなと思いますけれども、そういった問題に対しての対応というのは考えていきたいと思っております。

○田中会長 よろしいでしょうか。

○山内委員 とにかく、十分な配分を頂くまでの間はというような前提を付けていただければ、できるんじゃないかなとは思っているんですが、もちろん県内の資源管理方針の見直しといいますか、こういうのをやった上で制限掛けるようなルールにしちゃえばいいんだろうと思いますけれども。

しかし沖縄県、この1隻ですからね。過去にも何隻もいたんですけれども、皆さん廃業なさって、あるいは、そんな遠くまで行かないよということで、もう失効してしまってい

るんですね。この1隻だけが持っていて、去年そういう事態が起きたということもあるので、これは同じ知事管理の仲間たちが、おかしいんじゃないかと皆さん思っていて、声を上げているわけですよ。1隻のために、県知事梓全体のパイを与えるのかとか、そういういろいろな不満があることを承知していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。なかなか難しい問題。あまり変なことをすると、また裁判にもなりそうな問題なので、慎重に取り扱っていただければというふうに思います。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。クロマグロの一斉更新の件について。

その他のその他の2つ目、別紙3がまだ残っているんですが、これの説明について、資料の説明よろしく願いいたします。

○番浦課長補佐 では、事務局から説明をさせていただきます。

資料5-4に関しましては、水産政策審議会の方に諮問している資料をそのまま付けておりまして、冒頭から告示案が記載されておりまして、概要が少々分かりづらいかと思えますので、16ページ目の資料を御覧いただけますでしょうか。

変更事項、資源管理基本方針の別紙3への新たな水産資源の追加という件名が付いております。

この内容といいますのは、資源管理基本方針の別紙に新しい魚種を14魚種追加するという内容でございまして、そもそもの資源管理基本方針の別紙の位置付けなんですけれども、個別の魚種に関する資源管理方針に関しては別紙で個別でうたうことになっておりまして、本内容につきましては、大臣許可漁業の主対象としている資源のうち、別紙に記載がないTAC魚種以外の14魚種。

この14魚種が具体的に何かといいますと、16ページ目に書いてある魚種となるんですけれども、これこれの魚種に関して別紙3に追加するという内容のものでして、これは2月8日に開催されました第129回水産施策審議会資源管理分科会において諮問を行いまして、議案どおり答申を頂いております。

当資源を対象とする大臣許可漁業については、この別紙3に基づきまして、資源管理協定への移行を行うこととしておりまして、今回追加する資源のうち、これまで日本海・九州西広調委の各部会、本委員会で議論されてきた資源といたしましては、アカガレイ日本海系群、ハタハタ日本海北部系群、ベニズワイガニ日本海系群、マガレイ日本海系群が該当いたします。

この改正に関しましては、今後のスケジュールといたしましては、現在官報掲載に向けて作業を進めております。

簡単となりますが、報告内容に関しては以上となります。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

これは、T A C管理はやっていないけれどもという、その前の段階のものという、そういう位置付けでよろしいでしょうかね。

○番浦課長補佐 T A C管理の対象となっている魚種は別紙2に記載されておりまして、別紙3は特定水産資源以外の魚種のものでございます。ただ、現在議論を行っているT A C候補リストに載っているものに関しても一部掲載はされておりまして、別紙2に定める目標管理基準が定められる間ということの説明書きの中で、すみません、資料の中で17ページ目を見ていただきますと、これが分かりやすいかと思うのですが、例えばアカガレイ日本海系群に関しては、議論は行っているところなんですけれども、資源管理の目標の中で、資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められる間ということで規定されているところでございます。なので、今後この中でT A C管理対象魚種になるという場合には別紙2に位置付けるということにはなりません。

○田中会長 という位置付けだそうです。よろしいでしょうか。今後、T A C管理に向けた予備軍みたいな、そういうことですね。

よろしいですか。

それでは、特にないということで、次に本委員会の今後の開催について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○番浦課長補佐 事務局から説明させていただきます。

これまでの広域漁業調整委員会は、各年度において10月頃と翌年3月頃の2回をめぐりに開催してきたところでございます。しかし、議題が報告事項のみの場合には報告のみの対応とする柔軟な開催について、委員の皆様からもおおむね御理解を頂き、昨年11月においては広調委及び部会を開催せずに資料の送付のみとさせていただいたところでございます。

ただ、今年の令和6年の秋に関しましては、沿岸くろまぐろ漁業の一斉更新の議題が予定されていますので、通常どおり広調委及び部会を開催する予定でございます。

報告は以上となります。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。今年は11月にも部会があってということですね。

それでは、ほかに特段ございませんでしょうか。

では、最後に確認ですけれども、これまでの議事において何か言い足りないとか、あるいは発言のタイミングを逸してしまった、何かあれば御発言いただければと思いますけれども。

ウェブ参加の方もよろしいですか。

私の方から1点確認しておきたいことがあります。今、私の発言のところで確認をしたんですが、トラフグの委員会指示のところで発言した記憶がなくて、いま一度御確認いただきたいんですけれども、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第76号を本日付けで発出するとともにの後に、事務取扱要領を制定するというのがあったと思うんですが、この文言、私言ったか、ちょっと記憶がなくて、改めて御確認いただきたいんですが、とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領を本日付けで制定することも御承認いただけますでしょうか。ちょっと改めて確認しておきたいんですが。言ってないと問題になってしまうので。

(「異議なし」の声あり)

○田中会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

ほかに皆様でこのようなことがあれば。

ありがとうございます。特段ないということで、それでは、これをもちまして全ての議事は御了承いただいたということにさせていただきます。

委員各位、御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見、ありがとうございます。

事務局におかれましては、本日頂いた御意見を踏まえまして、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思っております。

なお、議事録署名人に指名させていただきました都道府県互選委員の勝木委員、大臣選任委員の吉岡委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、署名方よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時13分 閉会